

CNN ニュース

No. 110

 プライバシー
 インターナショナル
 ジャパン (PIJ)

 国民背番号問題検討
 市民ネットワーク
 Citizens Network Against
 National ID Numbers (CNN)

巻頭言

ネット言論の自由原理主義者によるツイッターの買収 トランプアカウントの復活と言論（表現）の自由

SNS（交流サイト）には、フェイクニュースやヘイトスピーチ、不適切投稿（書き込み／ツイート）が氾濫している。ネット言論の自由と公共性をどのように調整するかは難題である。

アメリカの代表的な SNS の 1 つであるツイッターが、電気自動車（EV）専門メーカーであるテスラの最高経営責任者（CEO）のイーロン・マスク氏に買収される。マスク氏は、言論の自由原理主義者（free speech absolutist）を自任する。絶対的な言論の自由（absolute Freedom Of Speech）狙いのツイッター買収について、次のように語る。

「言論プラットフォームは、暴力やヘイトスピーチなどに法規制をかけるために言論の自由を制限することは許される。だが、これを越えて規制をかけることは公益の増進につながらない。現在ブラックボックスのツイッターのアルゴリズム（情報処理手順）をオープンにする。ツイッターはどんな基準で問題ユーザーのツイート／投稿に『誤解を招く』のフラグ付け（旗立て）をやっているのか透明化する。検閲もなくなる」と。

ツイッターは 2006 年にサービスを開始した。だが、今や、ユーザーは、世界中の著名人や月間 4 億人を超える。ユーザーの数はフェイスブッ

クの 7 分の 1 程度だが、社会的影響力は絶大だ。

2016 年の米大統領選ではトランプ候補（当時）が SNS を駆使して当選した。就任後も彼は手荒な自己主張を投稿する場として活用した。その一方で、不適切投稿の拡散といったトラブルで、トランプ氏のツイッターアカウントは凍結された。

こうした管理強化は言論の自由の侵害だというのがマスク氏のかねてからの主張だ。マスク氏は、買収後トランプ氏のアカウントを復活するとアナウンスした。また、買収後は、上場も廃止するという。株式市場を通じたコントロールが効かなくなりかねない。巨大言論プラットフォームの公共性が厳しく問われるのでないか。

マスク氏が支配権を握ったとしても、有害情報が増えれば、企業に自主規制を促し、規律を強めようという動きが活発化する。連邦議会民主党などは黙ってしまい。ツイッターは広告主からも嫌われるかもしれない。

現在、わが国では、政府主導で、ネット言論（表現）の自由を守るための自主的な枠組みづくりを進めている。だが、いまだ納得のいく結論にいたってはいない。政府は、ネット言論（表現）の露骨な政府規制・国家統制を回避するために難しいかじ取りを迫られている。行政府の役人が闊歩し政治主導は形だけ、わが国の実態である。一步誤ると、わが国の SNS は中国の Weibo（ウェイボー／微博）のような存在になりかねない。マスク氏の主張もわからないわけではない。対岸の火事と、傍観してはいられない。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～ネット言論の自由原理主義者によるツイッターの買収
- ・ 急がれる自動物価調整減税の導入
- ・ ネット中傷抑止で侮辱罪厳罰化を問う
- ・ 国・自治体の銀行照会業務オンライン化を斬る

2022年7月1日

PIJ 代表 石村 耕治

インフレ税を放置しない！ タックス・インデクセーションを導入のすすめ！！

急がれる自動物価調整税制の導入

— 生活者向けの究極のインフレ税対策 —

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

わが国の2021年度の税収が過去最高の伸びを記録している。3月末時点の一般会計税収は50兆3,611億円にも上った。20年度の同時点での税収12%弱上回る。インフレがひどくなってきている証拠であろう。インフレは課税ベースを広げる。インフレ分の減税をしないと、所得税、法人税、消費税などがそろって増えることになるからだ。

その一方で、財務省が5月10日に公表したところによると、「長期債務残高」、つまり税収で将来返済する必要がある国の借金が、2021年度末で1,017兆1千億円になった。18年連続で過去最高を更新し、国の借金が初めて1千兆円の大台に乗ったことになる。

◆インフレ税、皆で放置すれば選挙民は怖くない??

庶民の生活を犠牲にし、インフレを放置すれば、税収が自然増加し、国の借金の解消につながる。こうした政策の継続は、生活者、とりわけ低所得者や年金生活者を窮地に陥れる。だが、岸田政権は、インフレを放置し、所得減税も、消費減税も口にしない。与野党とも、「インフレ税、皆で放置すれば選挙民など怖くない!」の姿勢のように見える。

「日銀は政府の子会社」と公言してはばからない政治家がいる。安倍晋三元社長だ。ゼロ金利政策、放漫経営のアベノミクス社の子会社（日銀）で奉公してきた黒田氏は、いまだ元親会社社長に忠実なのか、ゼロ金利政策を変えようとしない。逆に、4月末に金融緩和の姿勢を強化した。

経済音痴の庶民でも、「インフレ放置か?こりゃ〜驚いた!」ではないか?昨今のインフレはこれまでにない歴史的な高さだ。各種統計によると、インフレの影響はとくに70歳以上の高齢世代に大きい。

年金だけでは暮らせないは確かだ。老後に備え貯金に励んできた人も多い。しかし、ゼロ金利、しかも激しいインフレでは、弱り目にたたき目だ。これでは、年金と貯蓄で生活する高齢者の尊厳、生存権がむしばまれてしまう。

米英をはじめとして多くの諸国の中央銀行は、利上げ、金融引き締めに舵を切っている。超円安、「悪い円安」にストップをかけないと、輸入品の価格が高騰し、生活者の犠牲が増える。わが国でも4月の消費者物価（除く生鮮食品）は前年比でインフレ率は2%程度に達したのではないか。金利政策の正常化は待たないである。預貯金大好き国民性を織り込んで考えると、利上げはインフレ対策としても効果的である。放漫失政のつけを生活者に回すには筋違いである。思考停止、レームダック（死に体）の子会社社長には早めの退陣を願いたい。庶民の生活を守るには、政府子会社のトップを変えるなど人心一新が必須だ。

◆インフレ税対策の選択

所得課税にあたり、物価上昇による名目所得の上昇、それに伴う税負担の自然増加を防ぐには「調整」が必要となる。インフレ税対策として調整、すなわち減税が要る。インフレ税対策／物価調整減税には、大きく分けると、次の2つの方法がある。

●インフレ税対策での2つの選択

- ①アドホック／裁量方式 (ad hoc / voluntary / discretionary method)
- ②タックス・インデクセーション方式 (tax indexation / automatic method)

◆物価上昇と税負担の自然増加

個人所得税では、超過累進税制を採用し、しか

も所得控除や税額控除、税率表などが固定されている。このことから、所得の増加は物価上昇率とは関係なく、税負担の増加につながる。すなわち、ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ増加する場合、名目所得 (nominal income) の増加があったとしても実質所得 (real income) に変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した場合、各種所得控除や税額控除、税率表が調整されない限り、納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇率以上に増加する。そして、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。

また、わが国の場合、給与所得者に適用される給与所得控除や年金受給者の公的年金等の雑所得にかかる公的年金等控除は、定額・概算控除になっている。このため、物価上昇による経費支出分をしっかりと吸収するのは容易ではない。つまり、給与所得者や年金受給者は、実額控除／必要経費控除の適用がある事業所得者などに比べ、物価上昇 (インフレ) で受ける打撃が大きいといえる。

◆インフレ税放置は憲法違反？

かつて、経済学者のメルトン・フリードマン (Melton Friedman) は、「インフレは税である。しかも代表なければ課税なしのルール (taxation without representation) とぶつかる税である」と批判した。つまり、インフレが起きると、国民が選んだ議員で構成される議会が税制改正をすることなく、本来支払うべき租税に加えて、生活者が富裕層かを問わず、隠れた税 (tax creep) の支払いを強要されることになる。これでは、インフレ税は租税法律主義とぶつかる、というわけだ。インフレ (物価上昇分) の自動調整 (automatic adjustment for inflation) を可能にするタックス・インデクセーション (tax indexation) を導入するなどの対策が必須であるとした。

メルトン・フリードマンは、市場主義者、新自由主義者として名をはせている。それでは、こうした資本主義万歳論者が、インフレ税対策としてタックス・インデクセーション (tax indexation) ／自動物価調整税制の導入を提案するのは、どのような意味を持つのであろうか。この問いに対する回答は、フリードマンが考えるインフレ税対策の範囲は、「生活者も富裕層も」であるとするとところに見出すことができる。

つまり、フリードマンが目指す自動物価調整項目は、生活者向けの税率区分 (tax rate brackets) や人的控除 (personal deductions & exemptions) だけではない。富裕層向けの長期キャピタルゲイン (アメリカの場合投資資産の1年以上の保有から実現した譲渡益) や、企業向けの事業用資産の減価償却費なども、自動物価調整の視野に入れている。

事実、アメリカ連邦議会では、この点について議論が続いている。議会民主党は、タックス・インデクセーション／自動物価調整の対象を、現行の生活者向け項目に限定すべきだと主張する。一方、議会共和党は、富裕層向けの長期キャピタルゲインなどにも拡大すべきだと主張する。

◆アメリカでの自動物価調整税制導入の動向

カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックス・インデクセーション／自動物価調整税制を導入した。一方、アメリカでは、当初、州レベルで所得税制にタックス・インデクセーション／自動物価調整税制を導入する例が目立った。連邦は、1975 課税年から、個人所得税制に一部タックス・インデクセーション／自動物価調整税制を導入した。

共和党のレーガン政権は、1981 年の税制改正法である経済再建税法 (ERTA = Economic Recovery Tax Act of 1981) で、この制度を拡大し、よりフルスケールなものにした。つまり、連邦議会は、1981 年経済再建税法 (ERTA) の施行に伴い 1985 課税年から、連邦税法典であり内国歳入法典 (IRC=Internal Revenue code) に定める税率区分と人的控除を対象にタックス・インデクセーション／自動物価調整を開始した (IRC1 条1 項、151 条d 項4 号)。その後、さらに連邦議会は、1986 年の税制改正法 (TRA of 1986) を制定し、標準控除 (standard deduction) や給付つき税額控除 (EITC=Earned Income Tax Credit) にもタックス・インデクセーション／自動物価調整措置を拡大した (IRC32 条j 項、63 条c 項)。

このように、アメリカでは、究極のインフレ税対策として、早くから個人所得税制へのタックス・インデクセーション／自動物価調整税制を導入している。中間所得層 (middle income class) や働いても貧しい人たち (the working poor) が、政権の失政ともいえる「インフレ税」のつけを払

わされることのないようにするためである。連邦税制に恒久的なインフレ税対策を講じることにより、選挙民・納税者の要望に真摯に応えたといえる。言いかえると、与野党を問わず、連邦議会議員の間には「納税者が主役」の姿勢が強いことがわかる。

役所任せの税制改正が当たり前で、それでも「我らは立法府の構成員、と自任するどこかの国の自分の生活ファーストの議員とは大違いだ。

◆多彩な米連邦個人所得税上のインフレ調整項目

アメリカ連邦の個人所得税では、前年分の所得または還付につき翌年4月15日までに確定申告をする仕組みになっている。例えば2022暦年分については、23年4月15日が申告期限になる。連邦の課税庁である内国歳入庁（IRS=Internal Revenue Service）は、毎年、納税者が前年分のインフレ率（CPI）を翌年分の所得税の計算・申告に反映できるように、調整項目にかかる数値を公表する仕組みになっている。

22暦年分について、IRSは、2021年11月10日に、レベニュープロシージャ2021-45で、62項目にわたるインフレ調整金額を公表している。項目一覧を示すと、次のとおりである（<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-21-45.pdf>）。

●連邦個人所得税上のインフレ調整項目一覧（未定訳）

インフレ調整項目	
1	税率表
2	年少子供の不労所得（「子供税」）
3	マキシマムキャピタルゲイン税率
4	養子控除額
5	子供税額控除額
6	勤労所得控除額
7	適格健康プランに適用される還付つき税額控除額
8	別棟の新築として取扱う改良費
9	低所得住宅控除額
10	小規模雇用主の従業者健康保険費用
11	代替ミニマム税の課税除外額
12	子供税の対象となる子供に対する代替ミニマム税の課税除外額
13	小学校や中学校教師にかかる一定の費用
14	輸送用主要パイプライン建設産業のアカウントプランのもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費支払額
15	標準（定額）控除額
16	カフェテリアプラン

17	適格通勤費給付額
18	納税者が適格高等教育費を連邦貯蓄債売却所得から支払う際の課税除外額
19	養子支援プログラム
20	私的活動債の免税上限額
21	農業債を原資とした融資額の制限額
22	免税地方債の裁定取引にかかるリベートに関する一般原則
23	免税地方債の裁定取引の委託手数料に関するセーフハーバー
24	適格親族の総所得制限額
25	一定の減価償却資産にかかる費用化の選択
26	エネルギー効率化商業用建築物控除額
27	適格事業所得額
28	適格長期介護料
29	医療費貯蓄口座
30	教育ローンの利子
31	現金主義会計の利用制限額
32	過大事業損失のしきい値
33	農業団体または園芸団体の会費取扱額
34	慈善募金キャンペーンに応じて支出した寄附から実質的な利益を受けないための制限額
35	税額控除および所得控除の特例
36	生命保険会社以外の保険会社に対する課税
37	租税回避のための出国
38	出国にかかる納税義務
39	外国勤労所得への課税除外
40	譲渡または交換にかかる債務証書
41	遺産税にかかる統一税額控除額
42	故人の総遺産における適格不動産価額
43	贈与における年間の非課税額
44	アロー・シャフト【趣味用のアーチェリーや斧】に対する個別消費課税
45	航空運輸乗客への個別消費税
46	一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除
47	外国人から受けた多額贈与の報告
48	連邦租税先取特権の設定ができない者
49	差押え禁止財産
50	賃金、給与等の非課税額
51	一定額の遺産税分割納付にかかる利子
52	納税申告書の不提出
53	情報申告書、登録書類等も不提出
54	他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁
55	パートナーシップ申告書の不提出
56	S法人申告書の不提出
57	修正情報申告書の不提出
58	修正受領者調書の未提出
59	一定の滞納の場合に旅券の拒否または失効
60	弁護士費用裁定額
61	適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期金
62	適格小規模雇用主医療費払戻口座

◆わが国での物価調整減税論議

物価調整減税とは、消費者物価の上昇により、所得税などの負担は、実質所得が増えなくとも累進税率や課税最低限（各種人的控除）を通じて増加するが、所得税の自然増収のうち実質上の負担増は減税すべきであるという考え方、あるいはそうした考え方に基づいて行う減税を指す。1962年の税制調査会答申は、「所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えるべきである。」という考え方を示した。そのときは、自然増収の一定割合という方式をとった。しかし、その後は課税最低限引上げ方式と税率表改訂方式をとった。

◆物価上昇下の税制と租税法律主義

憲法上、納税義務の変更は法律の手続によることを求める。憲法 84 条は、「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているからである。すなわち、租税法律主義の形式主義的な要請として、いかなる増税や減税も国会の議決を経て行われることを原則としている。アメリカなどでは、「代表なければ課税なし (No Taxation without representation)」という。このことから、物価上昇により納税義務を増加し～現行の租税が変更され～当該納税者の実質所得が減少する場合、それが国会の議決を経ずに行われることになる」とすると、租税法律主義の形式主義的な要請にふれることになる。

加えて、憲法 84 条は、国会の議決によればいかなる課税もできるというわけではなく、実質的に納税者の憲法上の諸権利を保障する形で課税しなければならないという趣旨を含んでいる。物価上昇は、たんに生活保護世帯、低所得世帯や年金生活者など、所得の伸び率の低い人たち（経済的弱者）の実質所得の低下の原因になるだけではない。こうした物価上昇を埋め合わせるのに十分な所得の伸びの期待できる者にとっても、実質的には納税義務が所得の伸び率以上に増加することから、実質所得は低下することになるのは明らかである。

憲法 25 条 1 項は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する。物価上昇による実質所得の減少および納税義務の増大は、納税者の生存権に対する大きな障害になる。このことから、物価上昇により国会の議決を経ないで行われる「隠れたイン

フレ増税 (hidden inflation tax increases, tax creep)」は、租税法律主義の実質的要請にもぶつかることになる。

さらに、憲法 29 条は、「財産権はこれを侵してはならない。」と規定し、国民の財産権の侵害に対して制約を課している。このことから、租税という「貨幣形態による公権力の行使」による納税者の財貨の収奪は、形式的には、「法律又は法律の定める条件によることを必要」とし、実質的には納税者の生存権の保障およびその他憲法上の諸要請を充足する形で行われる場合に限り許されるわけである。

加えて、憲法 25 条 2 項は、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。このような憲法上の要請からして、インフレ増税を放置し納税者の実質所得を減少させ、かつ、生活水準の引下げにつながるような政策は、究極的には憲法 99 条の憲法遵守擁護義務に反する結果になりかねない。

以上のように、租税法律主義の要請に基づくと、所得税制は、できる限り「物価」に対して中立的でなければならないことになる。すなわち、「物価中立所得税制」が求められている。

◆自動物価調整税制の必要性

すでにふれたように、物価上昇による名目所得の上昇、さらには税負担の自然増加に対処する形で行われる減税は、大別すると、アドホック方式とダックス・インデクセーション方式の 2 つがある。

わが国はこれまで、減税はアドホック／裁量方式によってきた。この方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものとなる。すなわち、例えば、物価上昇率が 3% であるとする。この場合、政府は、同率またはそれ以下もしくはそれ以上の調整減税をするかどうかはまったく自由であるということになる。こうした考え方に立てば、国民・納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に口をはさむことはできなくなる。

もともと、すでにふれたように、憲法論的には、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義のもとでの納税者の生存権に根差した当然の権利といえる。また、政府の実施する物価調整減税とは、物価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。実質的には、減税というよりは納税者に

としては政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。

こうした納税者から大きな疑問符がつく物価調整減税を防ぎ、政府の年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制にインデクセーション、すなわち自動物価スライド制、タックス・インデクセーション方式と呼ばれる。タックス・インデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形で税負担の増加を防ぐべく、所得控除、税額控除および税率表などの自動調整という意味で、自動物価調整税制とも呼ばれる。

この自動物価調整税制の導入により、納税者は名目所得ではなく実質所得で納税額を算定できることになる。この意味では、納税者に責任のない物価上昇については政府が最終的に責任を負うと結果を導き出すことにつながる。

現在、生活者は、悪い円安で加速するインフレで苦しんでいる。政府、日銀は、生活者の悲鳴には真摯に応えず、ゼロ金利政策を継続している。目標とする2%超のインフレはすでに超えている。にもかかわらず、日銀はゼロ金利政策を改めようとしな。インフレになると、政府の税収が増えるのみならず、政府の借金（負債）も軽くなるからだろう。しかし、インフレが政府の負債軽減に使われているという意味では、インフレはある種の「税 (tax)」とみることでもある。

国庫が赤字財政下にあり税収が必要であるとしても、租税法律主義が支配する憲法構造のもとでは、政府は「隠れたインフレ増税」によるべきではない。納税者にその理由を明らかにし、国会の議決という「投票による増税」を行うように求められる。インフレ増税ではなく、この正規の「投票による増税」は、「物価中立所得税制」の確立、すなわち自動物価調整税制も導入によって確保できるのではないか。

◆わが国で「幻」に終わった自動物価調整税制

すでにふれたように、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税に自動物価調整税制を導入した。アメリカでは、当初、所得税制を導入する州で自動物価調整税制を導入した。連邦は、1981 に税制改正で個人所得税制に自動物価調整税制を導入し、1985 年に実施した。

わが国でも、1981（昭和 56）年に、当時の日

本社会党が、「所得税の物価調整制度に関する法律案」が議員立法（堀昌雄ほか 8 名）をし、衆議院に提出している。この法案は、年次の消費税物価上昇率が 5% を超える場合、政府に対して国会に提出する税制改正案に、次年の給与所得控除ならびに配偶者控除および扶養控除のような所得控除額（人的控除）に当該物価上昇分を反映させることを義務づけるものである。

なぜ 5% の物価上昇率を目安としたのかは定かではない。高すぎて非現実的な数値のようにも見える。私見としては、腰だめの数値ではあるが、0.5%～1% 程度が妥当ではないか。

当時の政府税調は、その『中間答申』（1988（昭和 63）年 4 月）で、タックス・インデクセーション導入に消極的な姿勢を示している。その理由として次のことをあげる。①所得税のみならず、他の税目に拡大するおそれがある。②財政収支のギャップがさらに拡大するおそれがある。③税制が持つ景気調整機能（ビルト・イン・スタビライザー）を阻害するおそれがある。

しかし、タックス・インデクセーション制度は、カナダやアメリカ、イギリスなど多くの市場主義を貫く諸国で導入されている。政府税調があげた制度導入に消極的な理由が、どれだけ説得力があるかは疑問である。

いずれにせよ、わが国は、憲法に租税法律主義をうたっている。インフレ税を放任することは、法律に基づかない増税をゆるすことにもつながり、憲法にもぶつかると思われる。

●所得税の物価調整制度に関する法律案（資料）

（目的）

第 1 条 この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じて所得控除の改正を行う制度を確立し、もって所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

（改正の措置）

第 2 条 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和 55 年（この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年第 4 条第 1 項において「基準年」という。）の物価指数の 100 分の 105 を超えるに至った場合においては、その年以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に応じ、所得控除の額等を改訂する措置を講ずるものとする。

（改定の対象）

第 3 条 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。

- 一 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項に規定する所得控除額（以下「給与所得控除額」という。）に係る次に掲げる金額
 - イ 所得税法第28条第2項に規定する収入金額（ハにおいて「収入金額」という。）の区分の上限の金額として同条第3項第1号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第2号第1号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第2号から第5号までに規定する金額
 - ロ 給与所得控除額の最低額として所得税法第28条第3項第1号に規定する金額
 - ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第28条第3項第1号から第4号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第2号から第5号までに規定する金額
- 二 所得税法第79条第3項に規定する障害者控除額、同法第80条第2項に規定する老年者控除の額、同法第81条第2項に規定する寡婦（寡夫）控除額、同法第82条第2項に規定する勤労学生控除の額、同法第83条第3項に規定する配偶者控除の額、同法第84条第3項に規定する扶養控除の額（租税特別措置法（昭和32年法律第28号）第41条の第1項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる額を含む。）及び所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額
- 三 所得税法第89条第1項の表に上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額

（改定の方法）

第4条 第2条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定はそれぞれ、当該金額のその年の前年における物価指数に対する割合（当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗ずることにより行うものとする。この場合において、その改訂後の当該金額に500円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはそれを1,000円に切り上げるものとする。

- 2 第2条の規定による改訂が行われる場合においては、その改訂後の第3条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第2、別表第4から別表第7まで、別表第7の付表及び別表第8につき、それぞれ、必要な改訂を行うものとする。

（政府の責務）

第5条 政府は、第2条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改訂（これに伴い必要と認められる改訂を含む。）を行うための所得税法及び租税特別措置法の改定に関する法律案を国会に提出しなければならない。

附則

この法律は公布の日から施行し、昭和57年分以後の所得税について適用する。

理由

物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税において、物価の上昇に応じた所得控除の額等の改定を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◆先人の英知に学ぼう

給料も年金も上がらず、物価高が続ぎ、これに、インフレ税がのしかかってくれば、どの世代でも家計は大きな打撃をうける。仮に僅かばかりの賃金が上がっても、働いていても貧しい人たち（the working poor）の生活はますます苦しくなる。まさにインフレ減税は、生活者の生存権を護るためには必須だ。

1981年に、当時の日本社会党が、インフレ税対策にタックス・インデクセーション／自動物価調整税制方式の導入を求めたのは賢い政策の選択だ。議員立法で衆議院に提出された「所得税の物価調整制度に関する法律案」は、生活者への課税のあり方の流れを大きく変える提案であったといえる。税金立法では、財務省や総務省がつくった政府立法が国会を闊歩する常態にある。当時は、「課税庁が主役」「納税者は義務主体」のような時代であったといってよい。議員立法でのこうした納税者本位の制度導入の実現が至難であったことは容易に想定できる。

しかし、いまは「納税者が主役」「納税者は権利主体」の時代である。税金の乱費をやめ、国民・納税者をもっともっと大事にする政治が求められている。まさに「トライ・イット・アゲイン（Try it again）」である。再度チャレンジし、もっと磨かれた内容の議員立法を提案し、流れを変え、国民・納税者に少し恩返しをしてはどうだろうか。先人の英知に学び、タックス・インデクセーション／物価自動調整税制の導入を、議院立法で是非とも実現して欲しい。

加えて、消費税減税（例えば軽減税率の8%から5%、3%への引下げないしは税活用課税物品やサービスをゼロ税率（0%課税）の対象にする、さらには消費税と個別消費税との二重課税物品の物価調整減税など）も提案すべきだ。でないと、生活者へのインフレ税対策はあまねく行きわたらない。

侮辱罪の厳罰化などを盛り込んだ改正刑法は、6月13日の参院本会議で可決され、成立した。

ネット中傷抑止で侮辱罪厳罰化を問う

— どう違う、侮辱罪と名誉棄損 —

【コメンテーター】 清水 晴 生（白鷗大学教授）

はじめに

侮辱罪の法定刑をこれまでの軽いものからより重いものへと法改正する「厳罰化」の是非をめぐる議論が、国会の内外で活発化した。この議論は、テレビ番組の出演者が、SNS（交流サイト）上で彼女を誹謗・中傷する書き込み（投稿／ツイート）を苦にして自死に追い込まれた事件がきっかけだ。悪質な書き込みをした男が侮辱罪で略式起訴され、科料9,000円の命令を受けたが、「軽すぎる」などの声があがった。こうした声を追い風に、政府与党は、いつもの「刑の厳罰化」の方向に舵を切った。

侮辱罪厳罰化のための改正法案の作成に先立ち、政府の法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会（以下「審議会部会」）が開かれた。審議の結果、2021年10月に、現行規定に「1年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金」を追加する厳罰化を法務大臣に答申した（https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003010）。

この審議会部会では、侮辱罪という犯罪について事細かく審議するようなものではなかった。そのわけは、今回の審議があくまで法定刑の引上げのための改正法案を審議するだけのものだったからであろう。ただそうであったとしても、刑法の謙抑主義を踏まえた議論だったとはお世辞にもいいがたい。

審議会部会の中で、委員の池田弁護士は、「厳罰化」について各種の「懸念」を繰り返し表明した。しかし、審議会部会の開催は2回きりで、まさに結論ありきだった。いつものごとく弁護士会は抵抗勢力で、審議会部会で反対するのは日弁連の池田委員ただ一人のような姿を浮き立たせたようにも見える。しかし、池田委員が指摘した懸念は、国会外の在野勢力からも相次いでいる。

与党の法案は、ターゲットを厳罰化に絞り、時

間のかかる議論を避けた。厳罰化に好意的な保守層に狙いを定め、明らかに選挙目当てのような内容だ。はじめから多数の力で押し切ろうという魂胆は明らかであった。

野党の立憲民主党（立憲）も「対案」を示した。いつも反対ばかりしているわけではないということで「変化」を見せようということだろう。立憲案は、与党案とは異なり、法定刑を上げないという前提のもと、侮辱罪の本質にかかわるところにまで変更を加えようとするものである。その点では刑法・刑罰に対する慎重さ、ひいては言論の自由を尊重しようという真摯な態度を明示するものともいえる。ある意味では意欲的な、ある意味ではいっそう慎重な議論を必要とする内容である。

侮辱罪とはどのような犯罪なのだろうか。今回の厳罰化の法改正はどのような意味や効果を持つのだろうか。また、言論の自由保障を踏まえて、SNS上の誹謗・中傷対策はどうあるべきで、どのような対応策が効果的といえるのだろうか。市民目線で点検してみる。

◎ 侮辱罪と名誉棄損との違い

刑法は、個人の名誉を侵害する犯罪として「侮辱罪」と「名誉棄損罪」を定めている。名誉棄損罪は、事実を指摘して、公然と、人の社会的評価を下げる行為を犯罪として処罰するものだ。一方、侮辱罪は、事実を指摘せずに、公然と、人の社会的評価を下げる行為を犯罪として処罰するものだ。

ともに社会的名声や評判という外部的な名誉を保護することが法的利益だと考え、犯罪として処罰の対象とする。どちらも「公然と」行われたことが成立要件とされる。被害者の内部的な名誉感情そのものを害する罪とは考えられないからだ。しかし、両者は、具体的な事実を示すかどうかの点で大きな違いがある。

名誉棄損では、社会的名誉を害するおそれが高いと考えられ、その分だけ法定刑が重くされている。侮辱罪は具体的な事実を示さない誹謗・中傷だから、言われた方は傷つくとしても、まわりがそれを信用して評判が下がるということは考えられない。せいぜいそういうことを言われるような人物だという程度で評判が下がるにとどまるから、刑が軽くなっている。例えば、日常の痴話げんかで、「バカ」「ブス」「デブ」といった客観的な評価基準のない抽象的な暴言も侮辱となり、処罰の対象となりうる。

今日、SNSなどで不特定多数の人たちから、特定の個人に対して一方的に誹謗・中傷する投稿が行われ、社会問題となっている。具体的な事実の指摘があるケースでは、名誉棄損罪を問えるが、そうでなければ刑の軽い侮辱罪を問うしかない。こうしたことが、侮辱罪の厳罰化を求める声高な主張の根拠にもなっている。

両者の成立要件と法定刑の差を、条文で比較し確認しておこう。

230条【名誉棄損】1項

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

230条の2【名誉棄損の特例】3項

前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

231条【侮辱】(改正前)

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留(30日未満)又は科料(1万円未満)に処する。

232条【親告罪】1項

この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

侮辱罪の法定刑(改正前)は「拘留(30日未満)か科料(1万円未満)」という比較的軽い刑だ。軽いとはいわれるが、警察の取調べを受け、前科となり、実名をさらされても公益にかなうとされてしまうなど、単なる数字で評価すべきでもない。また刑罰が拘留・科料のみの犯罪については、逮捕・勾留(証拠隠滅・逃亡防止措置)に一定の制限がかかり(刑訴199条1項ただし書き、217条、60条3項)、教唆や従犯といった従属的な共

犯の成立が制限され(刑法64条)、公訴時効も1年(刑訴250条2項7号)にとどまる。しかし、そもそも逃亡のおそれがなく、証拠も明らかならば逮捕・勾留すべきでないのが本来なのであるから、逮捕・勾留できないから軽いということにはならない。むしろ逮捕・勾留の濫用が自白を強制する手段となっていることを知るべきだ。

そもそもSNS(交流サイト)の書き込み(投稿／ツイート)に関して教唆や幫助を考える必要性も乏しいだろうし(みな正犯となりうる)、誹謗・中傷の書き込みが残っていれば公訴時効も進まないから、公訴時効を気にする必要もない。

このように見てくると、侮辱罪の法定刑を上げることのメリットはほとんどない。ただ法定刑が重くなればSNSでのひどい書き込みが減るだろう・減るかもしれないというおよそ科学的でもない期待が膨らむだけのことだ。

◎ 改正法案の内容とその意義

改正法案の中身はすでにふれたとおり、侮辱罪の成立要件を変えずに、法定刑だけを拘留・科料から、1年以下の懲役・禁錮もしくは30万円以下の罰金、または拘留・科料へと変更するものだ。侮辱罪はSNS上の行為だけに適用されるものではないから、従来どおりの拘留・科料もとどめたまま、誹謗・中傷の度合いが強まるSNS上の行為に対しては懲役や罰金といった、先に見た制限がかからなくなる刑罰を置いて、威嚇・抑制を強めようというものだ。

審議会部会でも侮辱罪の本質に関わる議論が出なかったわけではない。つまり、侮辱罪は本当に社会的名誉のみを保護するための規定なのか、それとも被害者自身の内心・名誉感情を害する脅迫的な性格を持った犯罪なのか。後者の性格を持つならば、侮辱罪の成立要件に「公然と」という要件は必要ないことになる。SNSのダイレクトメッセージやメールを送る行為でも、侮辱罪が成立することになる。しかし繰り返し誹謗・中傷を繰り返すメールを送る行為には、それこそ脅迫罪を問題にすれば足りる。被害者に寄り添うはずの警察が、親身に告訴状を受け取って捜査をしてくれるかどうかの問題でしかない。そして本当はこの警察が動くかどうかということだけが決定的なポイントなのだが、今回の法案では、そこはしっかりと目をつむっているのである。法定刑を重くする法改正をすること自体が目的だからだろう。

◎ 法案に対する日弁連報告書の内容

日弁連は、2022年3月17日に、「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」を公表した (<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317.pdf>)。侮辱罪の法定刑引上げは「表現（言論）の自由を脅かす」とし、与党法案に反対する内容である。

日弁連の意見書では、身柄拘束の対象拡大や法定刑の引き上げが、SNS上での誹謗・中傷の書き込みを減らす効果は望みがたい。厳罰化は表現（言論）の自由を脅かすことになるだけだ、と批判している。むしろ発信者の特定を容易にするなどの法改正こそが実効的だ、と主張する。

日弁連の意見書がいうとおり、まだまだ刑罰以外の手段を尽くす余地があることも確かだ。SNS上の誹謗・中傷の書き込みのほとんどが安易に書き込まれている。こうした実態からすれば、刑を厳しくすれば収まるといったことは実は期待し難い。というのは、概して自分が罪になるような悪質な書き込みをしているとは思わずにやっているからだ。

すると、結局法定刑の引き上げは、被害者の悔しい気持ちを汲み取るだけの性格を帯びることになる。刑法は犯罪の予防や犯人の更生のためのもので、被害者の悔しさは民事賠償で汲むべきだ、というわけでもない。刑罰の本質は確かに「やられたからやり返す」、目には目を、歯には歯をという「応報」にある。

被害者からしてもお金で償われるのはむしろ当然ではある。しかし、それで悔しさが晴れるわけではない。自分がやり返す代わりに国家・社会がやり返す、つまり「応報」することで初めて、やられっぱなしではないことになる。身に降りかかった「不正義」が取り消されて、自分の人生と社会に対する信頼をいくらかでも取り戻すことができるはずである。

ただ刑法や刑罰にはそれにとどまらない性質がある。それは国家が独占的に行使する権能を持っていることからくる、個人の自由に対する濫用の危険性である。刑法の改正を論じるときには、忘れずに必ずこの両面のバランスをはかる必要がある。

◎ 立憲民主党の対案とは

立憲民主党（立憲）の対案は、このバランスへの配慮をしっかりと意識したものとなっている。そのポイントは以下のとおりだ。

- 刑罰を重くする以外の法的整備
(発信者情報開示手続のいっそうの容易化など)
- 名誉棄損と同じく、世の中のためになると思って、十分調査・取材した上で発信した場合の免責を認める
(刑法 230 条の 2 の準用)
- 人の内面の人格・名誉感情を侵害する犯罪として罪質を変え、公然性要件を削除する
(ダイレクトメッセージやメールによる誹謗・中傷も処罰対象となる)

立憲の対案は、日弁連意見書と同様に、刑罰を重くしないことで身柄拘束対象や共犯成立範囲の拡大を抑制する意味も持つ。

また名誉棄損の場合と同様に、公益目的による場合の免責を侮辱罪にも認めることは、言論の自由への配慮を示すものではある。しかし SNS 上の書き込みに十分な取材・調査など一般的には期待できないのであるから、実効性には疑問符がつく。

この点、審議会部会でも、事実を踏まえない言論は保護するに足らないといった主張があった。しかし、事実を踏まえない言論は社会的名誉を害するところも小さいのであるから、法定刑を上げる論拠にはならない。侮辱罪で何が保護されているかという保護法益論として矛盾しているように見える。審議会部会の主張を踏まえるなら、与党も名誉感情を保護法益とする立憲案に賛成すべきだ。

ただ、人格権や名誉感情を侮辱罪の保護法益とするときには、おそらく立憲の対案立案者らが想定した以上に、侮辱罪の処罰範囲を無限定に拡大することにつながる。

というのも、侮辱罪は何も SNS 上ばかりを対象とするものでもないからである。SNS に限って考えても、他人を誹謗・中傷するような書き込みは巷に溢れているといつてよい。一体どの範囲の行為が処罰対象とされるのか、対案の規定はそれを明示することはできているのだろうか。処罰範囲が不明確なら、抑止効果がないのみならず、逆に言論に対する萎縮効果が生じる。罰則規定は明確でなければならないというのは大原則である。

違法性の低い軽犯罪と同じ拘留・科料の刑にとどめているから問題ないと考えているのかもしれない。しかしそれならなおさら、刑罰によらない対策を充実させれば足りる話で、違法性の低い行為を曖昧な規定で処罰するなどという、取り締まる側だけが喜びそうな処罰規定を新設すべきではない。

与党は法定刑を上げて保守層を喜ばせ、立憲は

対案を出して反対ばかり叫んでいるとの批判をかわしたという図式が目につく。

とはいえ、立憲案は、与党案に比べればはるかに侮辱罪について真摯に検討したものと評価できる。

◎ 法改正（厳罰化）は有効なのか？

確かに SNS 上の誹謗・中傷は口頭のものに比べて永続性・拡散性がある。その意味で違法性が高いケースがある。また相手が大金持ちか無一文なら、民事での損害賠償を求める行為も無意味となる。だから、刑事罰が必要なのだという理屈もわからないではない。

しかし、SNS 上の誹謗・中傷は SNS という媒体を介して行われる。このことから、SNS のプラットフォーム（仲介者）であるライン（Line）やツイッター（Twitter）といった IT 企業に対して策を講じる方がはるかに有効だ。また違法性の強い誹謗・中傷を繰り返す人物は全体から見ると極一部である。むしろ「炎上」するところに問題がある。とすれば、個人を対象とする刑罰や犯罪捜査がうまく機能するとも思えない。刑罰は、強力だからといっても万能とはいえない。強力なだけに逆に強く抑止して用いられなければいけない。

また相手が金に困ってなければ、損害賠償同様、罰金刑も痛みを伴うことにはならない。執行猶予もあるから、必ず実刑を食らうわけでもない。無論、繰り返せば執行猶予は取り消される。しかし、懲役を食らうような人には、脅迫罪でも、ストーカー規制法違反の罪（連続メール送信。同法 2 条 1 項 5 号）でも処罰できる余地がある。繰り返しになるが、問題は警察が捜査に動くかどうかの一点に集約されるのである。

◎ 「言論の自由」との関係

立憲民主党（立憲）の対案には、公益目的による場合の免責規定の準用という項目が含まれていた。これはもともと名誉棄損に関するもので、刑法 230 条の 2 にその規定がある。

230 条「の 2」となっていることからわかるように、この規定は戦後に付け加えられたものだ。しかし実はこの規定があるだけでは、言論・報道の自由にとっておよそ十分ではない。内部告発のケースのように、ニュースソース（情報源）を守り秘匿したい報道サイドからすれば、真実を証明することがそもそも困難であるからだ。

230 条の 2 【公共の利害に関して真実性を証明して免責される場合の特例】

- 1 項 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
- 2 項 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- 3 項 前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

だから裁判所の判例では、この規定を拡張解釈して、一定の真実だと信じるに足りる取材を尽くしていれば、真実でない報道により名誉棄損するという故意がないものと扱われている。名誉棄損は故意犯なので、故意がなければ無罪となる。

ロシアが仕掛けたウクライナ戦争からもわかるとおり、大手メディアによる報道が規制された時、SNS は単に誹謗・中傷をばらまく以上の重要なメディアともなりうる。インターネットが普及する前は、言論の自由といってもそれを真の意味で享受できる人は限られていた。現在でも発言力の大きさには当然差がある。しかし言論の自由の寡占状態は以前と比べれば随分解消された。様々な SNS が誕生し普及することで、言論の自由が謳歌されるときには、その負の側面も現れてくる。SNS が新聞やテレビと同じく、情報を媒介する「メディア」となるとき、新聞やテレビが時に人の名誉を毀損しかねない記事を書いたり、侮辱する発言を期せずして流すケースがあるように、SNS もまたそのような危険をいつそう^{はら}んでいる。

だからといって、新聞やテレビを規制当局の管理下に置くべきだとは誰もいわない。同じ意味で、SNS 上の言論に対して刑罰による規制を強めるということは、間違いなく、「行き過ぎた言論を取り締まるだけだ」という規制当局の言い分を強化するものとなる。何が「行き過ぎた言論」にあたるかは、その時々情勢によって変わってくる。つまり、世界の情勢が変われば、ただちにちよつとした批判までが「行き過ぎた言論」とされるかもしれないのだ。

立憲民主党は、わが国の言論が時々情勢に左右されるロシアの言論のようにならないために

も、「言論の自由を守るための対案」を出すべきだったのではないかな。

与党や右にならえの野党は、憲法を改正し緊急事態条項を書き込もうと機を狙っている。しかし、こうした条項を書き込んだら、わが国の言論はどのような方向へ向かうのだろうか？あえて過去帳を紐解いて見るまでもないであろう。「欲しがりません、勝つまでは」のプロパガンダのもと、国民は厳罰で官製フェイクへの盲従を強いられるのではないかな？

◎ 刑を重くして「炎上」は収まるのか？

ふだんなら利益団体のお願いしか聞かない政府与党や官僚が、どうしてこんな法改正を積極的に進めるのであろうか。1つは、選挙前の保守票集めのパフォーマンスの意味合いが強いことが伺える。

そして、もう一つは、「刑法」の改正というものが、政府当局や警察当局にとっては重荷にならないこともある。つまり、侮辱罪の法定刑が重くなっても、警察の仕事にはほとんど変りがないのである。法定刑が重くなった分だけ、捜査すべき対象は広がるかもしれない。だが、侮辱罪の法定刑を重くした分、警察官の数を増やすわけでもない。つまり警察が捜査し、検察が起訴する数は大きく変動しないはずだ。侮辱行為全体の違法性を高く見積もるだけであるから、相対的に重大なその上部のみを捜査し、起訴することには変わりがない。刑が重くなったからといって、侮辱罪ばかりを捜査し、起訴することなどはないからである。このことから、刑法が変われば侮辱行為が皆ことごとく重く処罰されるようになり、侮辱行為が減るというのは間違いだ。侮辱行為が実際に処罰されるには、その侮辱行為が特定され、厳密な捜査を経て、犯人と特定の具体的な侮辱行為とが、確実で十分な証拠によって証明される必要がある。つまり、ほぼ確実に有罪になるというところまで、まずは捜査が尽くされなければならない。それを一件、一件について精査し、細かいところまでを詰めなければならないのだ。

人を捜査すること自体、被疑者とされた人の重大な権利の制約にあたる。だから、捜査は法の規律に基づいて正しく行われなければならない。ましてや、その人を起訴して刑事裁判にかけるといふのであれば、なおさらである。もし冤罪で無罪となれば、被告とされた人の重大な名誉侵害と日常生活の崩壊とを招きかねない。つまり、人を捜

査することは、国家権力の強力な行使なのである。だからこそ、慎重な捜査が尽くされなければならない。ほぼ間違いなく有罪が見込まれるだけの確かで信頼性のある証拠が十分に収集される必要がある。そして、その証拠を引き継いだ検察が起訴する。そして、裁判所の法廷での公判、証拠調べ等の手続きが適切に尽くされなければならない。(略式手続でも裁判官の審理を経て)、早くても数か月から一年余り、上訴されればさらに年月を尽くして初めて裁判の結論が出るのである。

これだけの膨大な手間と時間がかかるのが刑事裁判である。それは警察や検察のみならず、弁護士や証人等、大勢の関わりによって成り立つものである。

こうした丁寧で厳密な手続(法定刑を重くすればなおさら、略式手続等は適当でないことになる。)を費やすからには、それに見合った法定刑を科すのに相当する違法行為におのずから対象が限定されることになる。法定刑を重くすることで、「炎上」に関わった全ての火の粉を容易に消火することにはつながらないのである。

侮辱罪厳罰化のための法改正というのは、「罪もない被害者を泣き寝入りさせていいのか」、「SNS上の侮辱行為を野放しにしておくのか」という、政府への批判が「炎上」するのを防ぐのには役立つであろう。だが、法定刑を重くしたからといって、これを恐れて誹謗・中傷が収まるはずであるといった考えはあまりに短絡的である。

逆に、侮辱罪の厳罰化は、市民が言論の規制を国家任せにしてしまったという警報ランプが、また一つ真っ赤に点灯することにつながるのではないかな。言いかえると、市民が言論の自由に対するルールを自主的に構築し、実践するという機会の一部を手放すことになるのではないかな。反対に政府・国家は、より重い刑罰で言論を操れる新たな機会を手に入れたことで安堵し、ますます言論統制に自信を深めるであろう。やがて市民は、侮辱罪の厳罰化によって政府・国家による言論掌握の危険性に気付くかもしれない。しかし、時すでに遅し、でもはや後戻りする道は閉ざされているのではないかな。

◎ もともと何が問題だったのか

刑罰が有効な解決手段ならば、刑法を改正すればよい。しかし加害者に下される「刑罰」は、「天罰」のように人の手によらずに勝手に下るというもの

ではない。捜査機関が集めた証拠によって、刑事訴訟法の定めた適正な手続きにしたがって、多くの人の手間と時間とをかけて、慎重な認定の上に科されるのが刑罰である。残念ながら、この手続きを簡略化するという形で厳罰化は、憲法上許されない。法定刑を重くして重大な犯罪だと法改正することは、むしろこの逆を行くもので、いっそう慎重な手続きが求められることになる。

その刑法による規制が個人の言論の自由の制限に及ぶものであれば、なおさらである。手続きは、いっそう慎重かつ制限的であることが求められる。

このように、刑法や刑罰は最も強力な手段であることから、その範囲も行使も制限的でなければならないとされる。

これに対して、非刑罰的、な規制ならば、このような制限を受けることはない。だからこそ、刑罰によらないほかの規制が必要だ。被害者の悔しさを晴らし、被害者の名誉を回復することで、正義と正義への信頼をも回復できるような代替手段が求められる。

まずは SNS など言論を仲介するプラットフォーム企業（言論プラットフォーム）に対して、必要とされる役割を十分に果たすように促すべきである。そのための法的枠組みを構築しないといけない。言論プラットフォームこそが「炎上」の現場そのものである。言論プラットフォームは、不適切な投稿の削除のような自主的な対応で早期の解決を図ることが可能である。また、そのための専門的なノウハウの蓄積もある。

SNS は複数存在する。メタ（Meta Platforms Inc.）[旧 Facebook（フェイスブック）]、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、YouTube（ユーチューブ）、TikTok（ティックトック）などはよく知られた存在だ。どんなにグローバルな覇権を握る SNS であったとしても、それぞれ独自の自主規制方針がある。各 SNS の方針は、批判を受けたり支持されたりする中で、改善ないし淘汰されていけばよい。その意味では、言論の自由市場もまた、複数の「言論の自由市場」という商品がやりとりされる「自由市場」の中で選ばれたり、はじかれたりすることになる。政府・国家は、むしろこのような『言論の自由市場』の自由市場の健全性に配慮すればよい。独占的な SNS に対する政府規制・国家統制をいたずらに強めるべきではない。

言論プラットフォームは、誹謗・中傷に関与したユーザーへの警告表示など効果的な措置をと

る体制作りと、苦情の申出を受け審査・アドバイスするオープンな仕組みと基準とを設ける必要がある。政府・国家は巨大言論プラットフォームにこうした努力を急がせることに力を注ぐべきだ。

また非刑事的な解決として、謝罪広告等を命じるような民事的な法的枠組みを作ることなども考慮すべきだ。

そして刑事規制をするにしても、まずもって言論プラットフォームの業界団体など NGO / NPO が被害者からの苦情に真摯に対応するのが当たり前になるシステムをデザインすべきだ。

このように、単に法定刑を重くする以外に、やるべきことはいくらかもある。被害者に対し、実効性の期待できない厳罰化を差し出して批判をかわすようなことは、もうやめるべきである。

本当に被害者の悔しさを十分に晴らせるようにしないとイケない。そして名誉を回復し正義をも回復できる形に変えていかないとイケない。このためには、民間 NGO / NPO が真摯に被害者に寄り添い、警察は必要に応じて後押しできるような仕組みが必要だ。

与党も野党も党利党略をわきにおいて、SNS の健全な利用が図られることで言論の自由がいっそうこの国で謳歌されるような状況を実現するために知恵を絞るべきだ。

◎ 改正プロバイダー責任制限法の施行

非刑事的に正義を回復するために民事賠償の手続も活用されてきた。しかし、投稿者の身元の特定に手間と時間がかかることが課題とされてきた。これを解決すべく、昨年プロバイダー責任制限法が改正された。今年秋にも施行される。改正の要点はいくつかあるが、最後に重要なポイントについてだけふれておこう。

まず、投稿者の身元を突き止めるための情報を請求する手続についてである。一般の訴訟の形式をとらず、裁判所のイニシアチブに大きく委ねる手続形式（非訟事件手続）が認められた（改正 8 条）。これにより、相手（プロバイダー）の対応を待つための時間が大幅に省かれることになる。

そして、投稿者の身元を突き止めるための裁判も、今まで二段階の手続が必要だったのが一度で済むことになる。これまでは、身元を突き止めるには、SNS の投稿に記録されている、投稿時に接続プロバイダーから投稿者に割り振られていた番号（IP アドレス）を知り、それを接続プロバイダー

に示して身元を知る必要があった。つまり、まず SNS からその番号を教えてもらい、次に接続プロバイダーから身元を教えてもらうという二段階の裁判を必要とした。これを一度の裁判でやってもらえることになった (改正 15 条)。

またこのとき、保存されない投稿時の番号の代わりに、保存される SNS ログイン時の番号 (複数端末によるアクセスや時間経過により投稿時の番号と異なりうる。) で接続プロバイダーに開示請求をしても、投稿の情報にあたらな開示に对应してもらえない場合があった。しかしこれも改正に

より、SNS ログイン時の番号から接続プロバイダーに開示請求できることも明示された (改正 5 条)。

このように、今回のプロバイダー責任制限法の改正は、プロバイダーの責任は制限されつつも、そのプラットフォームとしての役割も果たさせようとするものだ。ネット上の言論のあり方もまた、メール、ブログ、SNS などと変化し続けている。今後も変化の状況を見据えながら、それでもなお自由な言論こそが自由な社会の健全な発展に不可欠であることを前提に、必要な施策を不断に講じていくことが必要となる。

消費税の仕入税額控除は事業者の権利！

(CNNニュース編集部)

消費税の仕入税額控除方式が、2023 年 10 月 1 日から、現在の「請求書等保存方式」から「インボイス (適格請求書) 等保存方式」に変更される。インボイス方式では、事業者 (商売をしている個人や会社) は、消費税額計算において売上から仕入にかかった消費税額を控除するには、13 桁の登録番号が書かれたインボイスがないといけな

課税売上高が 1,000 万円以下の免税事業者は、登録番号の入ったインボイスを発行できない。ということは、免税事業者も課税事業者になる道を選択し、インボイスを発行できるようにしないと、商売が難しくなる。これが消費税法 (本法) に書かれた「表」のルールである。

ところが、新消費税法施行令や施行規則 (政省令) に目を通すと、インボイス発行の「特例」とかインボイス等の保存がなくとも仕入税額控除ができる「特例」とか、「裏」のルールがふんだんに盛られている。例えば、最終消費者などからの古物や中古建物の購入の場合、事業者は、インボイスがなくとも帳簿の保存だけで仕入税額控除ができることになっている。

現在の請求書等保存方式では、免税事業者から仕入についても仕入税額控除ができる。これを、インボイス方式に変更後にいきなり仕入税額控除はダメというのも零細な免税事業者には過酷である。そこで、免税事業者から仕入をする事業者は、インボイス方式への変更後 3 年間は仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は同 50% の控除ができるようにする。お情け、措置を講じてはいる。

しかし、お情けではなく、正規の制度として、インボイス方式への変更後も、事業者は、免税事業者からの仕入について、インボイスがなくとも、帳簿その他の証拠資料で仕入税額控除ができるようにする必要がある。

そもそも、多段階型の付加価値税 (VAT) である消費税は、前段階控除/仕入税額控除ができる性格の税金だ。売上高をベースに課税する「取引高税」とは異なる。消費税では、前段階控除/仕入税額控除は事業者の権利である。

インボイス方式の消費税 (VAT) を導入しているイギリスでは、法令に事業者の「仕入税額控除権/仕入税額を差し引く権利 (the right to deduct input tax)」を規定している。イギリスの課税庁 (HMRC) は、事業者に対して仕入税額を差し引く権利を尊重する姿勢を明確にしている。つまり、事業者が入手したインボイスが法定要件を充たしていない場合、あるいはインボイスを入手していない場合でも、インボイス以外の十分な証拠資料があれば事業者は仕入税額控除を認める、と確約している。

ところが、わが国では、零細な免税事業者には、消費税法 (本法) で「原則」論、「表」のルールを振りかざし、重いコンプライアンス義務を課して追い込んでいる。課税事業者になるのがいやなら廃業の道もあると脅している。

中身のよくわからない、骨なし、の新しい資本主義よりも、零細事業者を過剰な税務コンプライアンスから解放して、生業、生存権を守る方が余ほど大事ではないか？ 岸田政治の姿勢が問われている。

広がる税・保険料取り立て業務デジタル化の人権問題

国・自治体の銀行照会業務オンライン化を斬る

—— 金融プライバシーを護る権利を国民・納税者に！！ ——

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

《コンテンツ》

■はじめに

～広がる税・保険料取り立て業務オンライン化の人権問題

- ◆反面調査・金融機関への預貯金等の照会とは
- ◆滞納処分の法的基礎知識を深める
- 1 自力執行権のある公金債権（公債権）回収とは
 - （1）国の自力執行権のある公債権の例
 - （2）自治体の自力執行権のある公債権の例
- 2 自力執行権のない公金の債権回収とは
- ◆デジタルプラットフォームとは何か
- ◆政府における預貯金等の照会・回答業務をデジタル化の動き
- ◆仲介役が郵便局から NTT データなどに交代
- ◆金融取引照会の実態とプラットフォーム／仲介役の所在
- ◆アメリカ連邦課税庁における反面調査手続適正化の動向
- ◆アメリカでの金融取引照会オンライン化の動向
- ◆反面調査・財産調査手続適正化・透明化の作法
- ◆金融取引照会からどう護る納税者の権利
- 1 オンライン金融取引照会手続の適正化・透明化のポイント
- 2 取引照会手続への納税者本人の参加権の保障

3 預貯金等照会・回答手続法・条例（仮称）制定のすすめ

4 民間プラットフォームサービスに対する法規制
◆マイナンバーパンデミックで加速するデータ監視国家化

- 1 デジタル国家総動員体制の大本営、デジタル庁
- 2 証券口座への付番、公金受取口座の登録、預貯金口座への付番
 - （1）証券口座への付番～2019年度税制改正
 - （2）預貯金口座への付番～2021年デジタル改革関連法
 - ①マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度創設～2021年デジタル改革関連法
 - ②政府の「任意付番」、「相続税サービス」とは何か～2021年デジタル改革関連法
 - ③預金保険機構の国民の金融プライバシー監視機関化
- 3 マイナンバーパンデミックによるデジタル監視国家づくりの工程
 - （1）不動産のマイナンバー管理への動き
 - （2）「個人社会保障会計口座」づくり
- 4 危機管理ゼロの平和ボケした国民情報専制管理国家づくり

■むすびにかえて

～金融プライバシーを護り、濫用に備える法的仕組みは必須

■はじめに

～広がる税・保険料取り立て業務オンライン化の人権問題

安定した仕事に就いている人は、税金は源泉徴収や特別徴収と年末調整、各種社会保険料などもおおむね給与からの天引き徴収で税・社会保険料の納付が完了するのが常である。税務署の調査を受けるとか、税金や各種社会保険料を払えなくなり行政当局から電話や文書で催促を受ける、自分

の預貯金口座が行政当局の調査を受けることなど考えたことがないかも知れない。

しかし、税金を確定申告している会社その他の事業者は、課税庁からかなりの頻度でお尋ねや税務調査を受けている。申告内容や財産状態などをチェックすることがねらいである。また、世の中には、税金や社会保険料などを払う余裕がなく滞納している人たち（滞納者）もたくさんいる。滞納者は、零細自営業者、非正規労働者やギグワーカー、シングルマザーのような「働いても貧しい

人たち (the working Poor)」、さらには無職、年金生活者、多重債務者など幅広い層に及ぶ。いわゆる「経済的弱者」と呼ばれる人たちである。コロナ禍で、生きていく (生存する) ことだけでなく、税金や各種社会保険料 (公金) の滞納の問題でも苦悩する経済的弱者の存在が、改めて大きくクローズアップされた。

行政当局 (国や自治体の課税庁その他の行政庁) は、公金の納付を怠ると、滞納者が経済的弱者であろうとなかろうと、公金債権の回収手続を開始することになる。公金の滞納は、当然、経済的弱者が高い割合を占めることになる。言いかえると、経済的弱者が行政当局による滞納手続の主なターゲットとなる。

もちろん、公金債権回収業務にあたり、生活者、零細事業者、経済的弱者に寄り添い、生活再建型の滞納整理に尽力している行政当局の職員も少なくないのも事実である。これは、自治体レベルの話である。しかし、すべての自治体が、積極的な滞納処分の停止・債権放棄・債務免除を含むきめ細かい生活再建型対応を志向しているわけではない。市場主義をベースとする経済における現在の労働環境を考えると、公金債権回収業務における経済的弱者へのセーフネットの再構築は重い政策課題である。

国税の滞納額もさることながら、全国の地方税の繰越滞納税額は4,681億円 (2020年度) を超え、多額である¹。一方、自営業者や多くの非正規労働者、無職、年金生活者などが加入する国民健康保険 (市町村国保) の保険料 (税) を滞納していた世帯は、全加入世帯 (1,755万強) の13.4%の235万世帯 (2020年度) にも及ぶ²。

租税公課・公租公課が滞納になれば、公金債権となり、課税庁その他の行政庁 (行政当局) は、法令に基づき、債権回収手続に入る。その際に、行政当局は、自力執行権のある公金債権回収において、行政事務の執行上の必要性があれば、税務調査や財産調査などの手続を開始できる。行政当局は、滞納者本人や反面調査を実施する。反面調査の一環として、銀行や生保、損保、証券会社など金融機関に対して調査対象者にかかる預貯金等

の照会を行い、回答を求める。

自力執行権のある公金の債権回収においては、国や自治体の行政当局から金融機関に行われる預貯金等の照会・回答件数は、年間6,000万件に及ぶとみられている。その内訳は、地方税関係が約6割、国税関係が約1割、残りは、生活保護、国民健康保険 (市町村国保) の順となっているものである³。

手順として、行政当局は、まず、調査対象者を選定し、納期限経過後から電話催告や文書催告を数回行う。対象者の対応を見たうえで、必要があると判断したときには、滞納者が預貯金口座を持つ金融機関への照会を行うことになる。こうした照会・回答事務手続は、従来から文書 (紙) でやり取りされてきた。照会文書に調査対象者の情報を記入した書面を、返信用封筒を同封して、金融機関に郵送することになる。また、照会内容としては、おおまかにいえば、①口座の残高や契約内容などの現在の状況を尋ねるケース、②預貯金、融資等の過去の取引履歴を尋ねるケース、そして③契約申込書や本人確認書類など契約時の書類を尋ねるケースがある。

行政当局は、金融機関からの回答を受け取った際には、回答文書の内容を確認またはデータ化したうえで、その後の債権回収手続を進める。

照会に応じて回答する金融機関側の事務負担が問われている。照会する行政当局での照会文書の標準様式化 (フォーマット化) が、国税や自治体の生活保護事務関係では進んでいる。これに対して、地方税関係ではフォーマット化が余り進んでいないようである。国民健康保険についてはフォーマットがないとされる。

一方、金融機関側での行政当局からの預貯金等の照会に対する回答業務は、通常、次の手順で進む。

照会を受けた後、金融機関は、照会文書の記載内容を踏まえ照会者の特定を行い、該当者がいたケースでは、回答文書を作成し、当局に郵送する。照会件数が多い金融機関では、業務を集約化し、回答業務に特化した体制を敷いているところもある。例えば、三菱UFJ銀行の全店照会体制や、ゆうちょ銀行の「貯金事務センター」での対応が

¹ 総務省自治税務局「地方税知滞納税額等及び徴収率」 (令和2年度) 参照。

² 厚労省「令和元年度国民健康保険 (市町村国保) の財政状況について: (参考5) 滞納世帯数等の推移 (令和2年)」 (令和3年7月16日) 参照。

³ 金融機関×行政機関の情報連携検討会「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」 (2019年11月) (事務局: 内閣官房情報推進技術 (IT) 総合戦略室、金融庁) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/191118_Direction.pdf

典型である。

ちなみに、照会・回答に要する期間についてはおおむね2週間程度である。照会・回答業務が頻繁化し、預貯金等の照会・回答業務サービスの有償化に踏み切った金融機関もあると聞く。行政当局による制度濫用の気配を感じないわけにはいかない。

以上のように、公金債権回収の際の預貯金等の照会・回答業務においては、照会する行政当局と回答する金融機関との間でのやり取りを、従来から文書（紙）の「郵送」を基本に行っている。しかし、預貯金等の照会・回答業務を文書（紙）の「郵送」ベースで継続することは、効率性が悪く、即効性にも欠ける。また、コスト負担も大きい、との批判もあった。デジタル政府構築の一環として、この業務をデジタル化／オンライン化してはどうかという動きが出てきた。

2019年11月に、国の金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室、金融庁）が公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」のなかで次のようなアナウンスメントをしている。

「預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する。」

このアナウンスメント後、NTTデータ（株）が、手を挙げた。国税庁・税務署（課税庁）の参加を得て、2020年10月から12月まで、金融機関への預貯金等の照会・回答業務手続の電子化（デジタル化／オンライン化／ネット化／自動化）実証実験を行った。

この実証実験では、預貯金等に照会・回答業務手続の電子／オンライン仲介するために、NTTデータ（株）が開発したピピットリンク（PipitLINQ）と呼ばれる「デジタルプラットフォーム」が使われた。ちなみに、NTTデータ（株）のほかに、SocioFuture（株）【旧ATM（株）】が、デジタルプラットフォームを開発し、預貯金等照会サービスを「DAIS」の商標でNTTデータと同様のオンライン仲介サービスを提供している⁴。

この実証実験を経て、国税庁は、2021年10月に、NTTデータ（株）が開発したデジタルプラットフォームである「ピピットリンク」サービスを仲介役に使い、ネットワーク化した金融機関への預貯金等の照会・回答業務のオンライン化（以下「金融取引のオンライン化」、「オンライン金融取引照会」という。）の実施に踏み切った。

このように、当局と金融機関との間にデジタルプラットフォームを仲介させ、専用回線〔総合行政ネットワーク（LGWAN）〕で結び、氏名や名称、生年月日、口座番号などをアップロードし、オンライン／電子メールで預貯金等の照会・回答業務を実施する動きは、全国の自治体にも広がりを見せている。

金融機関への預貯金等の照会・回答業務のオンライン化／デジタル化／電子化（金融取引照会のオンライン化）について、国税庁や各自治体の行政当局は、事務の効率化につながり、とくに納税者や公金債務者である滞納者の権利利益面での問題はない、とのスタンスである。デジタルプラットフォームサービスを提供するIT企業側も、「われわれは、仲介ビジネスをしているだけだ！」のスタンスである。しかし、このオンライン金融取引照会向けのプラットフォームは、情報主体（情報を提供するまたは利用される本人）である納税者や滞納者が完全に排除されたつくりになっている。こうした情報主体が完全に排除されたつくりでは、人権リスクが高い。

デジタル化時代であるといっても、人権ゼロのデジタル監視国家がゆるされるわけではない。課税庁その他の行政庁の職員が、コンピュータの端末キーをたたけば、納税者や滞納者の知らないところで、しかも照会理由を開示しないで、安易に国民・納税者の金融口座情報を照会し、回答を得ることもなりかねない。これでは、適正な手続が確保されず、不透明極まりない。当然、金融取引照会のオンライン化に伴う「納税者や滞納者の権利利益の保護」が重い課題になる。

政府は、預貯金口座や証券口座のマイナンバー（個人番号）や法人番号【国定マスターキー】の付番をエスカレートさせている。まさに「マイナンバーパンデミック」である。金融取引照会のオンライン化は、こうしたエスカレートする付番の動き、「マイナンバーパンデミック」、と表裏一体

⁴ 石村耕治「Q&A 銀行調査のオンライン化と納税者の権利」TCフォーラム研究報告2021年1号（2021年2月）2d151de98e596121bf3d8ccd7f485107.pdf (tc-forum.net)

でとらえる必要がある。

将来的には、国民番号であるマイナンバーで集積・一元管理されたトータルな個人資産データをもとに、社会保障給付や各種公的保険負担を決めようとしているのではないかと、いわゆる「個人社会保障会計口座」の創設につなげることが狙いであろう。改めて「保険」とは何かについて深読みが要る。

行政当局の役人が、コンピュータの端末キーをたたけば、国民・納税者の知らないところで、しかも照会理由を開示しないで、安易に国民・納税者の金融口座情報を照会し、回答を得られ、その情報に基づいて、社会保障給付や各種公的保険負担額が決定されるデータ監視国家への道を進む危険性が高まっている。金融取引照会のオンライン化で、「国民・納税者の金融プライバシーは誰のものか」が根底から問われている。民主国家では、行政当局が、納税者や滞納者の預貯金データを「戦利品」のように扱うのはゆるされない！！

憲法が保障する人格権保護の視点から金融機関への預貯金等の照会・回答業務のデジタル化／オンライン化（金融取引照会のオンライン化）を法的にコントロールする作業は待ったなしである。

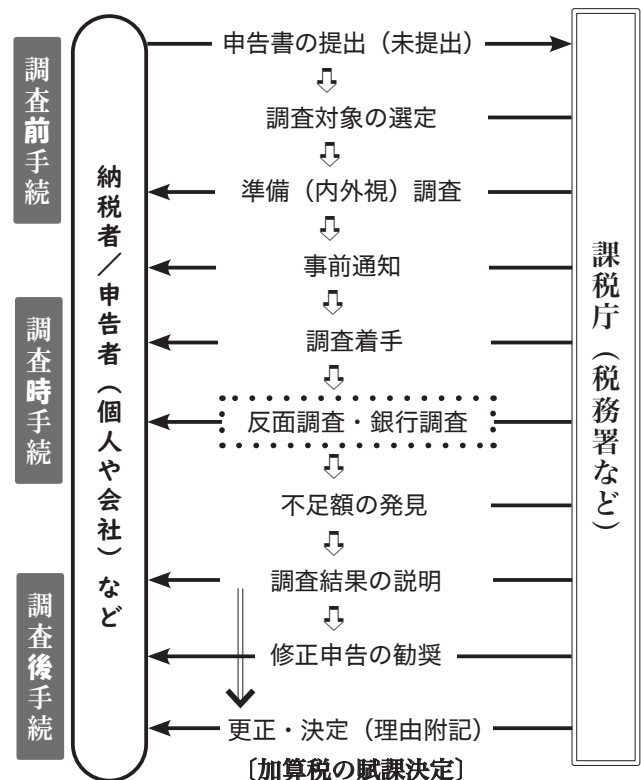
◆反面調査・金融機関への預貯金等の照会とは

所得税や法人税、消費税など主な国税や法人住民税などの地方税で、申告納税制度のもとにある税金について、納税者が税法に従って自主的に税額を計算し納付することになっている。課税庁は、税法に従って税金を正しく申告納付していないと思われる納税者、あるいは滞納、脱税をしている納税者がいると考える場合、こうした納税者などに税務調査（質問検査）を行う権限が与えられている。

課税庁による税務調査は、大きく「本人調査」と「反面調査」に分けられる。

課税庁は、納税者本人に税務調査／質問検査（「本人調査」）を実施しても十分な証拠が得られないとする。この場合、課税庁は、取引先、や金融機関、などに「反面調査」を実施することがある。

【図表 1】 申告後の課税庁による処理手順と反面調査・銀行照会の所在



反面調査は、大きく「臨場（実地）調査」、すなわち「納税者の取引先の事業所に出向いて実施する調査」と、「金融取引照会」、すなわち「銀行など金融機関に対する文書・口頭・電子のいずれかの方法による金融取引（預貯金や取引履歴など）の照会」とに分けられる。

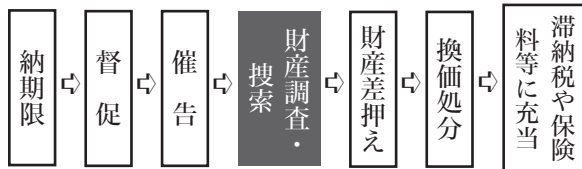
税金や健康保険料、国民健康保険料をはじめとした国や自治体の課税庁その他の行政庁（行政当局）に自力執行権のある一定の公金⁵の債権⁶を滞納している人（滞納者）がいるとする。この場合、債権者である行政当局は、自力執行権に基づき、滞納者の意思にかかわらず、しかも司法（裁判所）の介在なしに、滞納となっている税金等を強制的に徴収するための手続を開始できる（例えば、国税徴収法 141 条、健康保険法 183 条、国民健康保険法 79 条の 2）。行政当局は、その手続の一環として、その滞納者の差し押さえるために、財産調査・捜索することが認められている。さら

⁵「公金」とは、国または自治体（地方公共団体）が実質的に所有する金銭を指す。「公金」の定義に関する質問主意書に対する衆議院国会答弁書（平成 13 年 4 月 13 日）第 151 回国会 47「公金」の定義に関する質問主意書（shugiin.go.jp）；衆議院議員金田誠一君提出「公金」の定義に関する質問に対する答弁書（shugiin.go.jp）「公租公課」や「租税公課」に相応する言葉として使う。内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて」（2013 年 3 月）参照。

⁶「自治体が財産として管理の対象としている「債権」とは、金銭債権を指す。地方自治法 237 条 1 項・240 条 1 項参照。

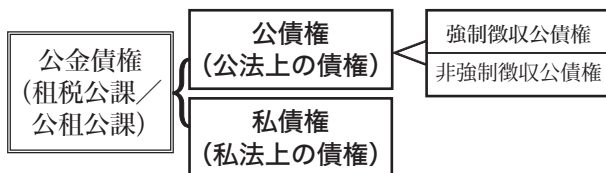
に、行政当局は、その財産を公売等により換価し、滞納している公金の債権に充当するを開始することもできる。こうした一連の強制徴収の手続を「滞納処分」という[国税徴収法5章(47条～147条)・5章(148条～160条)]。滞納処分手続の基本的な流れは、次のとおりである。

【図表2】滞納処分の流れ



ひとくちに公金債権（租税公課・公租公課）といっても多様である。国や自治体の課税庁その他の行政庁（行政当局）は、公金の債権であれば即、滞納処分、財産調査ができるわけではない。

【図表3】「公金債権」とは



公金債権は、おおまかにいうと、①公債権：公法上の原因に基づいて発生する債権と②私債権：私法上の原因（契約・不法利得・贈与など）に基づいて発生する債権とに分けられる。さらに①公債権は、①強制徴収公債権：国や自治体の課税庁

その他の行政庁（行政当局）が、個別の法令の根拠規定により、自力執行力のある租税債権+地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権と、②非強制徴収公債権：行政当局が、個別の法令に根拠規定がないために、自力執行力による強制徴収ができず、したがって、債権の回収には民事執行法に基づき裁判所（司法）による強制執行（回収手続）が必要な債権に分かれる。一方、②私債権は、②非強制徴収公債権と同様に、滞納処分はできず、債権の回収には民事執行法に基づき裁判所（司法）による強制執行（回収手続）が必要となる。

◆滞納処分の法的基礎知識を深める

滞納処分とは、債権者である国や自治体の課税庁その他の行政庁が、個別の法令の根拠規定により自力執行権のある公金債権回収において、裁判所（司法）の手を借りることなく、自力で一連の強制徴収する手続をすすめる権限（自力執行権）を指す。

行政当局は、個別の法令に根拠規定がなく自力執行権のない公金債権回収においては、滞納処分手続によることはできない。この場合、強制執行するときには、民事執行法によらなければならない。行政当局は、民事執行法による場合、強制的な財産調査はできない。したがって、金融機関に対して強制的に滞納者の預貯金等の照会・回答を求めることはできない。

【図表4】公金債権の分類

債権の種類 項目	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
自力執行権の有無	あり〔個別の根拠規定あり〕	なし	
第三者への財産調査	強制調査可能	強制調査は不可	
滞納処分の可否	国税徴収法上の滞納処分、 地方税の滞納処分の例により 処分可能	滞納処分は不可・債権回収には、民事執行法の基づく裁判所（司法）による強制執行（回収手続）が必要	
債権の消滅	時効期間の経過により消滅		時効期間の経過のみでは消滅せず
「時効の援用」の要否	時効の援用は不要		時効の援用必要
督促手数料の徴収	可能	可能	不可
延滞金の徴収	可能	可能	不可（遅延損害金の徴収は可）
不服申立て	可能	可能	不可
債権の例	租税、国民保険税、介護保険料など	特定の生活保護返還金、児童手当返還金など	公営住宅使用料、給食費、上下水道使用料など

コラム

民事執行法とは

民事執行法とは、債権者からの申立てに基づき、裁判所（司法）が、債務者の財産を差し押さえたうえで、換価、配当などの手続で、債権の回収などをする強制執行などについて規定した法律である。

- ①強制執行
 - ②担保権の実行
 - ③その他
- 債権執行
・不動産執行
・その他

①強制執行 勝訴判決や和解の成立にもかかわらず

ず、相手方が債務を履行しないとする。この場合、債権者の申立てに基づいて、裁判所が債務者の請求権を強制的に実現する手続。

②担保権の実行 抵当権などの担保権を有しているとする。この場合、担保権者が、これを実行して対象となっている財産から満足を得る手続（判決などの債務名義は不要である。担保権が登記されている登記簿謄本などの提出があれば、裁判所は手続を開始する。）

【図表 5】強制執行 対 自力執行権

自力執行権	公金の債務不履行があった場合、債権者である国や自治体の課税庁その他の行政庁自らが、強制手段により履行があったと同一の結果を実現させる権限
-------	--

通常は、債権の実現には、民事執行法の手続による。しかし、法令に「国税滞納処分の例による」などの定めがある場合には、民事執行法の手続にはよらないで、国税徴収法に定める強制力のある滞納処分によることができる。

【自力執行権を活用する場合の表記】

- ①地方税→「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」
- ②「国税滞納処分の例による」
- ③「地方税の滞納処分の例による」

強制執行	民事上の強制執行の場合には、自力救済禁止の原則が働く。債権者の申立てに基づき、私法上の債権の存在と金額についての裁判所（司法）の判断を経たうえで、司法機関による履行の強制を求める必要がある。
------	---

1 自力執行権のある公金債権（公債権）回収とは

個別の法令の根拠規定により自力執行権のある公債権は、大きく「国の公債権」と、「自治体の公債権」とに分けることができる。

【図表 6】自力執行権のある公債権の分類



(1) 国の自力執行権のある公債権の例

租税以外の国の公債権で、自力執行権に基づき徴収される例をあげると、次のとおりである。

【図表 7】「国税徴収等の例による」、「国税滞納処分等の例による」形で徴収する例

区分	国の公債権の内容	根拠規定	徴収主体
滞納	行政代執行の費用	行政代執行法 6 条 1 項	行政庁
滞納	補助金等の返還金等	補助金適正化法 21 条 1 項	省庁の長
滞納	政党交付金＋加算金／延滞金	政党助成法 33 条 12 項	総務大臣
徴収	健康保険の保険料等	健康保険法 183 条	保険者等
徴収	厚生年金保険の保険料等	厚生年金保険法 89 条	厚労大臣
徴収	国民年金の保険料等	国民年金法 95 条	厚労大臣
徴収	農業者年金の保険料等	農業者年金基金法 54 条	同年金基金
滞納	保安林指定による受益者負担金	森林法 36 条 4 項	農林大臣／知事等
滞納	道路法上の負担金・占用料・駐車料金	道路法 73 条 3 項	国交大臣／知事等
滞納	河川法上の負担金等	河川法 74 条 3 項	国交大臣／知事等
徴収	汚染賦課量賦課金等	公害健康被害補償法 60 条	環境再生保全機構
滞納	公園事業等の負担金等	自然公園法 66 条 3 項	環境大臣

＊区分における「徴収」の表記は「国税徴収等の例による」形で徴収する公金の債権の意味。一方、「滞納」の表記は「国税滞納処分等の例による」形で徴収する公金の債権の意味

(2) 自治体の自力執行権のある公債権の例

自治体（地方公共団体）が、①地方税→「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」、②「国税滞納処分等の例による」、③「地方税の滞納処分の例による」といった個別の法令の定めに基づき、自力執行権を行使して公債権を強制徴収する主な

例をあげると、次のとおりである。

【図表 8】自治体の自力執行権のある主な公金債権

法令上、「国税滞納処分の例による」などの定めがある公債権の例

- ・地方税（地方税法 68 条など）→「国税徴収法に規定する滞納処分の例」
- ・下水道受益者負担金（都市計画法 75 条 5 項）→「国税滞納処分の例」
- ・一定の生活保護費返還金（生活保護法 77 条の 2 第 2 項）→「国税徴収の例」
- ・保育所保育費用（児童福祉法 51 条 3 項・56 条 10 項）→「地方税の滞納処分の例」
- ・分担金・加入金・過料（地方自治法 231 条の 3 第 3 項）→「地方税の滞納処分の例」
- ・法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（地方自治法 231 条の 3 第 3 項）→「地方税の滞納処分の例」

【主な債権例】

国民健康保険料（国民健康保険法 79 条の 2）、後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律 113 条）、介護保険料（介護保険法 144 条）、不正受給による障害児施設給付金等（児童福祉法 57 条の 2）

自治体当局による金融機関への預貯金等の照会には、個別照会と全店照会がある。個別照会とは、滞納者（滞納法人）の住所地（所在地）周辺の金融機関の本支店に個別に照会文書を送付するやり方である。金融機関からは、預貯金口座のあるなし、またはある場合には、預貯金の種類（普通か当座か）・口座番号・入出金履歴・預貯金残高などが記載された回答書が送られてくる。回答書に「預金該当なし」または差押えに値しない少額の記載があるとする。この場合には、行政機関は、さらに住所地（所在地）周辺の他の金融機関の本支店に照会することもある。また、滞納者の預金口座の所在を確かめるために、東西の NTT、携帯電話各社、電力会社、ガス会社などに郵便で文書照会も行われる。料金が口座振替になっていれば、金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号が記載された回答書が返送される。一般に下水道料が銀行振込になっていることから、市町村の税務課、保険課が下水道担当課に出向く場合もある。また、市町村の場合は、給与所得者の前年所得について勤務先から「給与支払報告書」の提出を受けている。このことから、市町村は勤務先に照会し、給与振込先の金融機関名・支店名・預貯金口座の種別・口座番号を入手することもある。滞納

者が法人であれば、法人税の申告書の添付書類に預金口座・取引先なども記載されている。このため、他の行政庁は税務署に調査依頼することにより詳しい情報を入手することに積極的になる。税務署は、三税（国税・都道府県税・市町村税）協力体制を強化するためにスクラムを組み、他の行政庁からの法人税申告書や添付書類の閲覧・謄写の求めに応ずることになっている。こうした調査を行っても金融機関が判明しない場合には、住所地（所在地）周辺の金融機関に対してローラー調査を実施することもある。仮に金融機関の支店が 50 あったとする。この際に、実際に照会文書を送付するのはおおむね 10 程度である。というのは、近年、「全店照会」に応ずる金融機関が増えているからである。たとえば、三菱 UFJ 銀行に全店照会すると、日本全国を検索して口座の存在する支店名を回答してくる。この回答を手掛かりに、改めて口座のある支店に照会をして、預金の種類・口座番号・預金残高の情報を得る。それ以外の全店照会に応ずる金融機関においては、通例、支店名・預金の種類・口座番号・出入金の履歴・預金残高が直接回答される。預金照会においては、直近 3 か月程度の入出金の履歴の添付を求めるのが常である。これによって、勤務先や取引先、さらには、加入している生命保険なども明らかになる。なお、郵便貯金については、ゆうちょ銀行の「貯金事務センター」が都道府県ごとに存在するので、そこに照会文書を送付する。

このように、行政当局はこれまで、税務調査や財産調査での納税者や滞納者の預貯金等の照会については、①銀行をはじめとした金融機関への臨場（訪問）や、②金融機関への文書の「郵送」で実施してきた。これを、②については、NTT データ（株）が開発したデジタルプラットフォームを仲介させ、氏名や名称、生年月日、口座番号などをアップロードし、専用回線を使いオンライン金融取引照会を実施する方向にある。

将来的には、預貯金口座への個人番号／マイナンバーや法人番号【国定マスターキー】の付番が進むにつれて、デジタルプラットフォームを仲介させ、国定マスターキーを使ったオンライン金融取引照会に進むことも容易に想定される。

2 自力執行権のない公金債権回収とは

民法や商法など私法上の原因（契約、不法行為、不当利得、贈与など）に基づく公金の債務不履行

があった場合、債権者である国や自治体の課税庁その他の行政庁は、司法機関による履行の強制を求める必要がある。この種の公金債権の例をあげると、次のとおりである⁷。

【図表 9】自治体や国に自力執行権のない公金債権の例



自力執行権のない公金債権は、恩給や国有財産（行政財産）貸付け（国有財産法 18 条）の使用料など国レベルのものもある。しかし、一般になじみのあるものの多くは、自治体レベルのものである。

【図表 10】自力執行権のない主な公金債権の種類

- ・水道料金・給食費・公営住宅の使用料・公立病院の診療債権・民法上の贈与契約である「持続化給付金」の不正受給額+延滞金（持続化給付金給付規程 10 条）
- ・滞納者の財産について、強制執行（差押え）を行う場合、裁判所への申立てが必要
- ・強制執行（差押え）を行う場合、民事執行法に基づき債権名義を取得する必要がある。債権者は、第三者（金融機関等）への財産調査は不可

◆デジタルプラットフォームとは何か

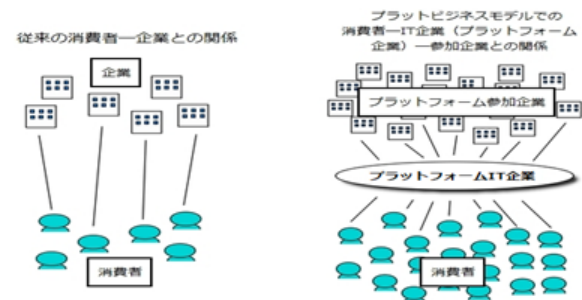
課税庁その他の行政庁が、自力執行権のある公債権回収業務にあたり、反面調査・財産調査として、銀行など金融機関への預貯金等の照会をし、回答書を得る。この場合には、これまでは「文書（紙）」を金融機関に照会を行い、金融機関から「文書（紙）」を受け取ってきた。つまり、「文書（紙）」の「郵送」を基本としてきた。このことから、郵便局／日本郵便（株）が、久しくプラットフォーム（仲介役）の業務を担ってきた。

インターネットとパソコンやスマホなどでつながるネット空間（cyber space）が大きな広がりを見せている。これに伴い、ネット空間に構築されたデジタルプラットフォームが経済の根幹を支えるにいたっている。いわゆる「プラットフォーム経済（platform economy）」である。

対話アプリを使ったツイッター（Twitter）や

ライン（Line）のような SNS（交流サイト）、アマゾン（Amazon）のネット取引、Zoom の配信ツールを使ったオンライン会議などは、いずれも、デジタルプラットフォームを使って行われている。こうしたデジタルプラットフォームサービスを提供する IT 企業を、「デジタルプラットフォーム企業」または「デジタルプラットフォーマー」と呼ぶ。

【図表 11】プラットフォームビジネスモデルとは



《言葉の使い方：本稿ではほぼ同じ意味》

- ①文書／紙／郵便／リアル／目に見える
- ②電子／デジタル／オンライン／ネット／自動
- ③プラットフォーム／仲介役

【参考：駅のプラットホーム（和製発音）】

- ④取引照会／銀行照会／反面調査
- ⑤電子照会／デジタル照会／オンライン照会／ネット照会／自動照会

◆政府における預貯金等の照会・回答業務をデジタル化の動き

国は、デジタル政府づくりの一環として、自力執行権のある公債権回収にあたり、金融機関への預貯金等の照会・回答業務のデジタル化／オンライン化をターゲットにあげている。

【図表 12】政府の預貯金等の照会・回答業務のデジタル化計画の経緯

- ・2018（平成 30）年 7 月 20 日開催のデジタル・ガバメント閣僚会議

オンライン化対象手続として「金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）」を例示

- ・2019（令和元）年 12 月 20 日に閣議決定政府のデジタル・ガバメント実行計画

オンライン化対象手続として「金融機関に対する預貯金等の照会・回答」を例示。その範囲は、滞納処分のほか、所得税・法人税等・消費税・相続税その他の国税

⁷ ちなみに、法律では、●●条「の 2」となっているケースがある。こうした規定の多くは、公債権回収を優先し、司法（裁判所）の介入なしに行政当局の自力執行権に基づき回収できる公債権にするために、法制定後に「改悪？」されたものである。

こうした政府の動きに呼応する形で、2019年11月に、国の金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室、金融庁）は、「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を公表した。このなかで、デジタルプラットフォームを仲介役に使った金融機関への預貯金等照会・回答業務の推進について、次のようなアナウンスメントをしている⁸。

「預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する。」

この検討結果のなかでは、「預貯金者の金融プライバシーの保護」については、ひとこともふれていないのが大いに気にかかる。滞納者の金融情報は、まるで行政当局の戦利品のような扱いである。

ちなみに、預貯金等の照会・回答業務をデジタル化に関連する検討会資料は、政府 CIO ポータルにリストアップされたリンクにアクセスすれば、入手できる。

【図表 1 3】政府 CIO ポータル：預貯金等の照会・回答業務のデジタル化リンク

《リンク》

- ・金融機関×行政機関の情報連絡検討会 課題検討ワーキング・グループにおける検討結果 (chrome-extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_WG_report.pdf)
- ・別添 1 金融機関×行政機関の情報連絡検討会 課題検討ワーキング・グループ 構成員 (chrome-extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_WG_members%20.pdf)
- ・別添 2 銀行等フォーマット (chrome-extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_Banks_format.pdf)
- ・別添 3 生命保険フォーマット (chrome-extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_Life_Insurance_format.pdf)
- ・別添 4 金融機関の回答パターン (chrome-

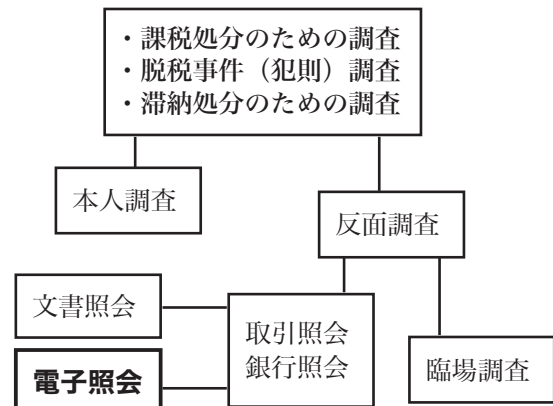
extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_Answer_patterns.pdf)

◆仲介役が郵便局から NTT データなどに交代

一連の政府の動きもあり、金融機関への預貯金等の照会・回答業務を、「文書（紙）」の郵送でのやり取りから、「電子（デジタル／オンライン／ネット）」照会できるように、デジタルプラットフォームサービスを提供しようという IT 企業が出てきた。

ちなみに、反面調査・財産調査手続における預貯金等の照会・回答業務の電子化（デジタル化／オンライン化）の対象を確認すると、次のとおりである。

【図表 1 4】税務調査の種類と電子照会の所在



反面調査・財産調査手続における預貯金等の照会・回答業務（金融取引照会）を、従来の「文書（紙）」から「電子（オンライン）」に代えとする。このためには、プラットフォーム（仲介役）を、これまでの郵便局／日本郵便（株）から、電子のプラットフォーム（仲介役）サービス業務ができる IT 企業に交代させる必要が出てくる。NTT データ（株）が手を挙げた。

NTT データ（株）は、「預貯金照会電子化サービス」を狙いとした金融機関と行政当局を仲介するデジタルプラットフォームを開発し、「pipitLINQ（ピピットリンク）」の商標で、サービスを販売し出した。このサービスの主なカスタマーは、金融機関への預貯金等の照会・回答業務を担当する国や自治体の課税庁その他行政庁である。

⁸ 金融機関×行政機関の情報連携検討会「金融機関×行政機関のデジタル化 に向けた取組の方向性とりまとめ」（2019 年 11 月）（事務局：内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室、金融庁）https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/191118_Direction.pdf

【図表 1 5】NTT データのピピットリンクを使った電子的銀行調査の仕組み



*引用：NTT データのニュースリリース

NTT データ（株）は、2020 年 10 月から 12 月まで、国税庁における金融機関への預貯金等の照会・回答業務のオンライン化／デジタル化（金融取引照会のデジタル化）の実現に向け、自社のデジタルプラットフォームである「ピピットリンク（pipitLINQ）」を利用して実証実験を行った⁹。

【図表 1 6】実証実験実施機関と協力銀行

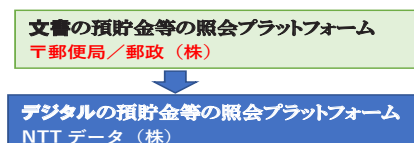
実施機関	仙台国税局と東京国税局、福島県内の 10 税務署 + 神奈川県内の 18 税務署
協力銀行	東邦銀行、横浜銀行、福島銀行、ゆうちょ銀行

その後、国税庁は、2021 年 10 月から、全国の国税局・税務署における「ピピットリンク」を利用したオンライン／電子的預貯金等の照会・回答業務（オンライン金融取引照会）を開始した。

これまで、文書（紙／リアル）での預貯金等の照会・回答手続では、郵便局／日本郵政（株）がプラットフォーム（仲介役）の業務を担ってきた。これがオンライン／電子的預貯金等の照会・回答手続に変わりはじたわけである。

国税関係の金融取引照会のオンライン化では、NTT データ（株）が、インターネットでネットワーク化した「ピピットリンク」という自社のデジタルプラットフォームを提供して、仲介役業務を担うことになった。つまり、仲介役が交代することになったわけである。

【図表 1 7】金融取引照会・回答業務での仲介役の交代

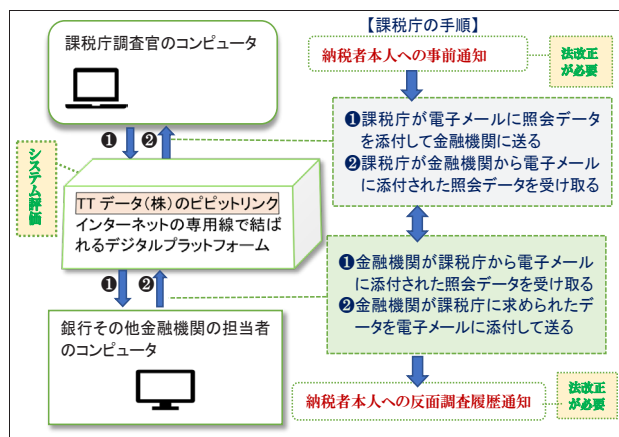


日本郵政（株）は、ビジネス領域の浸食を座視しているわけにはい

くまい。日本郵政（株）は、2021 年 4 月 28 日に、「DX の推進等に向けた戦略的な IT 投資について」をアナウンスした¹⁰。デジタル郵便局の創設を目指す。いずれは、オンライン金融取引照会・回答業務を仲介するデジタルプラットフォームサービスに参入してくるのではないかな。

金融取引照会のオンライン化について、国税庁は、事務の効率化につながり、とくに納税者や滞納者の権利利益面での問題はない、とのスタンスである。しかし、このオンライン（デジタル／電子）の預貯金等の照会プラットフォームは、情報主体（情報を提供するまたは利用される本人）である納税者や滞納者が完全に排除されたつくりになっている。こうした納税者や滞納者が完全に排除されたつくりでは、人権リスクが高い。

【図表 1 8】課税庁のオンライン金融取引照会のイメージ



*オンライン通信には、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用する。このため、初期投資が不要である。セキュリティが確保されている。

課税庁その他の行政庁の職員が、職場にあるコンピュータの端末キーをたたけば、納税者や滞納者の知らないところで、しかも照会理由を開示しないで、安易に納税者や滞納者の金融口座情報を照会し回答を得られることにもなりかねない。これでは、適正な手続が確保されず、不透明極まりない。当然、金融取引照会のオンライン化に伴う「納税者の権利利益の保護」が重い課題になる。とりわけ、反面調査・財産調査前の納税者や滞納者本人への通知などの手続の整備を急ぐ必要がある。なぜならば、「反面調査」は、国税通則法や国税徴収法、地方税法のような法律に定める税務調査／質問検査権の行使にあたるからである。

⁹ NTT データ（株）ニュースリリース 2020 年 9 月 24 日国税庁における預貯金等照会業務のデジタル化、本年 10 月より実証開始 | NTT データ (nttdata.com)

¹⁰ (添付資料) DX の推進等に向けた戦略的な IT 投資について (japanpost.jp)

◆金融取引照会の実態とプラットフォーム／仲介役の所在

納税者や滞納者にかかる金融取引照会・回答業務は、国税庁や税務署に特有のものではない。自治体の税務・生活保護・国民健康保険のようなさまざまな執行行政庁が行っている。加えて、こうした業務は日本年金機構のような特殊法人（公的政策実施機関）にまで広がっている。

金融機関から入手した預貯金等情報の利用目的も、各種国税や地方税関係の税務調査から、税や保険料の滞納処分、生活保護などの給付決定の際の財産調査にまで及ぶ。その数は年 6,000 万件にも及ぶ。その内訳は、おおよそ次のとおりである。

【図表 1 9】実証実験実施機関と協力銀行

①照会する主な行政機関
①地方税関係：約 6 割
②国税関係：約 1 割
③生活保護・国民健康保険など
②照会を受ける金融機関
①銀行等：7 割弱
②生命保険会社：3 割
③損害保険会社
④証券会社

銀行その他金融機関、信用保証協会などの情報口座に置かれた私たち国民・納税者の金融取引情報は、スッポンポン状態にあるといっ

止めをかけるかは重い課題である。

こうした課題に対応するためには、行政当局や金融機関が預貯金等の照会・回答業務に利用するデジタルプラットフォームに、国税通則法や国税徴収法などのもとでの法定要件となる「客観的必要性」の有無を測るアルゴリズム（情報処理手順）を挿入する必要がある¹¹。デジタルプラットフォームに、こうしたアルゴリズムが挿入されてはじめて、行政当局職員のプラットフォームサービスのみだらな利用（濫用）に歯止めをかけ、AIを活用した情報主体の権利利益の保護を図ることが可能になる。

NTT データ（株）のほかにも、預貯金等の照会・回答業務を仲介するデジタルプラットフォームサービスを提供する IT 企業がある。ソシオフューチャー／SocioFuture（株）【旧日本 ATM（株）】である。

ソシオフューチャー（株）は、「DAIS／ダイス」という商標で、預貯金等の照会・回答業務を仲介するデジタルプラットフォームサービスを提供している。主なカスタマーは自治体である。

DAIS／ダイスは、行政庁と金融機関の預貯金等の照会・回答業務のマッチングを手がけるデジタルプラットフォーム（仲介役）である¹²。NTT データ（株）の pipitLINQ（ピピットリンク）と同じ種類のものである¹³。

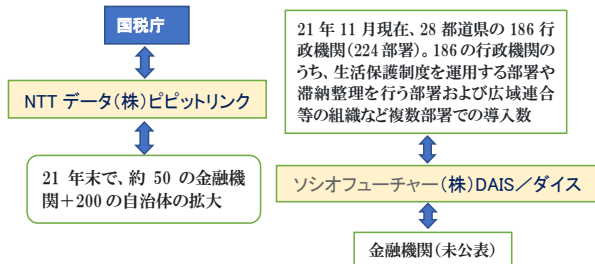
も過言ではない。個人情報保護法（27 条 1 項 1 号）や自治体の個人情報保護条例では、「法令に基づく場合」は、金融機関などは、預貯金口座保有者本人の同意なくとも、個人データを行政当局など第三者に提供できとしている。公務員法上の守秘義務などの縛りがあるとはいうものの、これでは、国や自治体の職員は、ほぼ見放題である。行政当局による客観的必要性のない金融機関への納税者や滞納者の預貯金等の照会（金融取引照会）に対して、どのように法的歯

【図表 2 0】ソシオフューチャー（株）のデジタルプラットフォームの仕組み



¹¹ もちろん、挿入されるアルゴリズムに偏頗があれば、測定結果に誤りが出てくる。AI（人工知能）で統制された仲介デジタルプラットフォームに挿入されるアルゴリズムを、ブラックボックス化してはならない。オープンなものにし、第三者評価に付す仕組みが必須である。こうすれば、行政当局職員による客観的必要性のない照会については、AI が検知し、フラグたて（警告）を行える。そして、自動的に違法な照会の実施を停止させることができる。欧米では、課税庁その他の行政庁が AI システムの挿入する「アルゴリズム」の適正性などをめぐる訴訟が増えている。

【図表 2 1】 デジタルプラットフォームの種類と利用する行政と金融機関



【図表 2 2】 NTT データ (株) のピピットリンク導入機関の例¹⁴

＜全国＞

行政庁

国税庁 (2021 年 10 月)、日本年金機構 (2021 年 4 月)

金融機関

新生銀行 + 2 行

＜地方＞

●東京都

行政庁

東京都、新宿区、練馬区、墨田区、品川区、調布市、港区、多摩市、江戸川区、豊島区、中野区、世田谷区、中央区、文京区、港区、江東区、目黒区、荒川区、板橋区、八王子市、町田市、羽村市、小笠原村、1 機関

金融機関

東日本銀行 (順次拡大中)、きらぼし銀行、東京スター銀行、1 機関、1 機関

●埼玉県

行政庁

埼玉県、杉戸町、宮代町、寄居町、上里町、神川町、美里町、東秩父村、小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町、ときがわ町、鳩山町、吉見町、川島町、小川町、嵐山町、滑川町、越生町、毛呂山町、伊奈町、日高市、幸手市、坂戸市、富士見市、久喜市、和光市、入間市、戸田市、蕨市、越谷市、上尾市、深谷市、鴻巣市、行田市、川越市、川口市、本庄市、狭山市、羽生市、新座市、北本市、鶴ヶ島市、ふじみ野市

金融機関

埼玉りそな銀行、1 機関、1 機関、1 機関

●神奈川県

行政庁

神奈川県、平塚市、厚木市、川崎市、横浜市、1 機関、

1 機関、1 機関、平塚市、小田原市、湯河原町
金融機関

横浜銀行、川崎信用金庫

●栃木県

行政庁

茂木町、那須塩原市、高根沢町、下野市、真岡市、宇都宮市、栃木市、小山市、さくら市、壬生町、塩谷町、那珂川町

金融機関

足利銀行、栃木銀行

●愛知県

行政庁

愛知県、岩倉市、高浜市、犬山市、蒲郡市、西尾市、安城市、豊川市、一宮市、豊橋市、名古屋市、春日井市、豊田市

金融機関

名古屋銀行 (2022 年 9 月開始予定)、1 機関

●岐阜県

行政機関

岐阜県、白川町、八百津町、富加町、坂祝町、山県市、土岐市、瑞浪市、多治見市、大垣市、岐阜市、美濃加茂市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町

金融機関

大垣共立銀行、十六銀行

●大阪府

行政庁

羽曳野市、大阪市、大東市、河内長野市

金融機関

りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行

◆アメリカ連邦課税庁における反面調査手続適正化の動向

アメリカでは、近年、連邦税務における反面調査手続を適正化する注目すべき動きがあった。アメリカ連邦税法 (IRC=Internal Revenue Code) は、税務調査の対象については、大きく、次頁【図表 23】の3つに分けて規定しているのが特徴である。

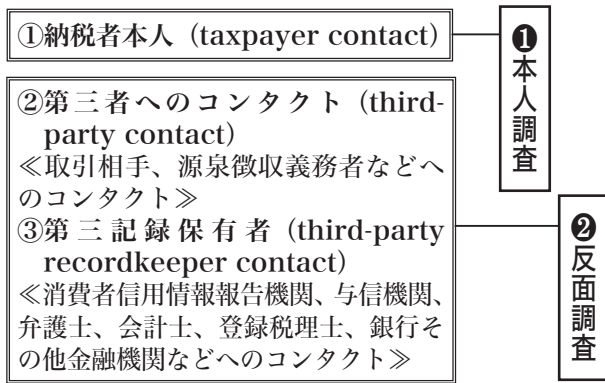
連邦税法は、①、②、③それぞれについて、被調査対象者の手続保護の度合いを調整、差別化している。これらの対象のうち、IRS による②第三者に対するコンタクト②反面調査手続が、納税者本人の信用やプライバシーをむしばむような形で

¹² 利用状況が無批判に肯定的に紹介する記事としては、「照会業務革命 50 日→2 日、行政・銀行の負担減」朝日新聞 21 年 12 月 25 日朝刊参照。

¹³ ソシオフューチャー／SocioFuture (株)【旧日本 ATM (株)】「預貯金照会デジタルソリューション「DAIS」導入状況についてのお知らせ」(21 年 11 月 24 日) 預貯金照会デジタルソリューション「DAIS」導入状況についてのお知らせ | SocioFuture のプレスリリース | 共同通信 PR ワイヤー (kyodonewsprwire.jp)

¹⁴ 導入機関一覧 | pipitLINQ (ピピットリンク)

【図表 2 3】アメリカでの税務調査対象

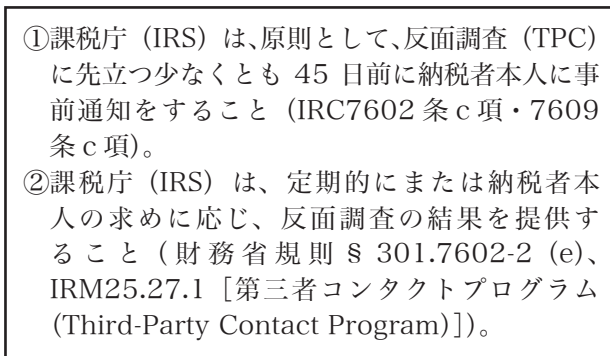


実施されているとして、納税者や税務専職の間でしばしば批判を浴びてきた。

そこで、トランプ前政権は、連邦議会に諮り、2019 年税制改正法である「納税者ファースト法 (TFA=Taxpayer First Act of 2019)」のなかには盛り込む形で、IRS のカスタマーのうち、② 第三者コンタクト (third-party contact) に対する手続上の保護を強化する立法措置を講じた。

具体的には、課税庁 (IRS) が納税者の取引先や納税者が従業者である勤務先の企業、納税者が就学する大学などへの反面調査 (TPC=third-party contact) を実施する際に、次のような形で、その手続に納税者本人 (taxpayer) を参加させることにした。この改正手続は、2019 年 8 月 16 日から施行された。

【図表 2 4】反面調査【②第三者コンタクト】手続への納税者本人の参加



◆アメリカでの金融取引照会オンライン化の動向

一方、IRS には、税務行政のデジタル化の一環として、(召喚状／サメズを使った) 税務調査

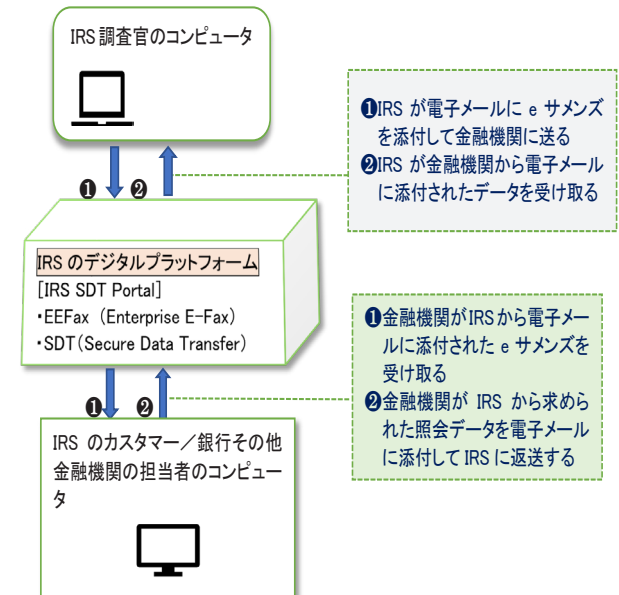
(反面調査／金融取引照会) をデジタル化／ネットワーク化しようとする動きがある。「e サメズ／電子召喚状プロセス (eSummons Process)」プログラムである¹⁵。

連邦課税庁 (IRS) は、IRS 独自のデジタルプラットフォームを仲介させて金融機関に対して金融取引照会のマッチングを進める試行を行っている。

これまで連邦課税庁 (IRS) は、法令に従い (IRC7603 条 b 項 1 号)、お尋ねや紙／文書媒体の召喚状／サメズを、IRS のカスタマーである納税者や取引先、銀行などの住所地 (所在地) あてに、書留郵便または内容証明郵便で送達してきた。

このプログラムは、こうした従来からの送達手続をオンライン化しようというものである。インターネット上の構築されたセキュリティの高い IRS の専用線 SDT (Secure Data Transfer)¹⁶ システムを使い、ネット上に構築したデジタルプラットフォーム (ポータルサイト) を介して、サメズ／召喚状のやり取りをする電子手続に変えるプログラムである。

【図表 2 5】IRS の e サメズプロセス・プログラムのイメージ



わが国の場合は、金融機関への預貯金等のオンライン照会を、民間企業である NTT データ (株) やソシオフューチャー (株) のデジタルプラットフォーム (ピピットリンク、ダイス) を仲介役に

¹⁵ Understanding the eSummons Process (Sep.13,2018) <https://www.irsvideos.gov/Business/PostFilingIssues/UnderstandingESummonsProcess>

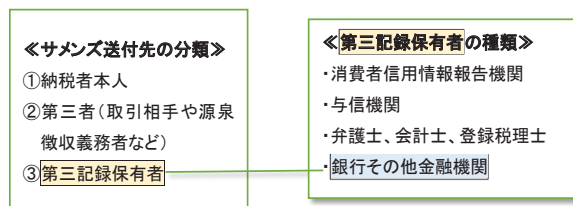
¹⁶ See, Department of Treasury - IRS Secure Data Transfer | IdenTrust

使って行っている。

これに対して、アメリカの場合は、課税庁／IRS（内国歳入庁）独自のデジタルプラットフォーム（eサメズプロセス）を仲介役に使って、金融取引のオンライン照会を行っているのが特徴である。つまり、民間ではなく、公的プラットフォームを使っている。

IRSは、2018年に、③第三記録保有者（third-party recordkeeper contact）のカテゴリーの1つである銀行その他の金融機関を対象に試行（パイロット計画）を実施した。

【図表26】IRSのeサメズプロセス・プログラム（試行）の参加者



ちなみに、この反面調査にかかる納税者本人への事前通知手続は、銀行や金融機関、弁護士・会計士・登録税務士などの専門職のような③第三記録保有者（third-party recordholders）には適用にならない（IRC7603条b項・7609条c項）¹⁷。裁判例によると、第三者電子メールプロバイダーは第三記録保有者にあたるとされる¹⁸。

IRSのSDTプログラム（金融取引オンライン照会プログラム）は、従来から郵送に依存してきた召喚状／サメズの送達をネット／オンライン送達に大きく変えるものである。他の政府機関である裁判所などが採用または試行をしている司法上のサメズ／召喚状の電子送達システムをまねたものである。

この2018年のSDT試行（パイロット）事業への参加者は、③第三記録者（third recordkeeper）、しかもそのうちの「銀行その他金融機関」に限られた。その後、IRSがSDTプログラムを本格稼働させたとの話は聞かない。

遅々として進まないのは、連邦議会が、IRSのカスタマーに対する反面調査実施の際の手続的適正（procedural due process）を強化しようとする姿勢を強めていることが根底にある。

また、IRSのカスタマー全体、すなわち③第三記録保有者全般、さらには②第三者、そして③納税者本人へと、eサメズプロセス・プログラムを広げるには、情報申告制度／法定調書制度（information return reporting system）の電子化も避けてとおれないからである。

連邦税法は、源泉徴収義務者など情報申告者（information return filer）に対して、財務長官が定めた様式に基づいて、毎年法定期限までに、取引相手に支払額や源泉徴収した税額などを記載した法定調書（information statement）を交付するとともに、IRSに情報申告書（information return）を提出するように義務づけている（IRC6011条）¹⁹。

2019年7月1日に成立した2019年税制改正法である「納税者ファースト法（TFA=Taxpayer First Act of 2019）」は、情報申告者に電子情報申告（FIRE=Filing Information Returns Electronically／ファイア）を義務づけた²⁰。

IRS自身に取り組まなければならない課題はこれだけではない。インターネット上の構築されたセキュリティの高いIRSの専用線SDT（Secure Data Transfer）システムのIRSカスタマーへの解放も視野に入れないといけない。IRSインフラ

¹⁷ See, Note, “IRS Changes Its Third-Party Contact Procedures,” 131 J. of Tax. (Oct. 2019). Note, “Notice to Taxpayer of Third-Party Contacts,” 34 Am. Jur. 2d: Federal Taxation (Nov. 2020); Robert E. McKenzie, “IRS Collection Procedures: Enhanced Privacy Rights,” 1 Rep. before Collection Division of IRS, (March 2020); Note, “Prohibition Against IRS’ s Contacting Third Parties for Information about a Taxpayer without Meeting Taxpayer Notices Rules,” Fed. Tax Coordinator (2d.) (Nov. 2020).

¹⁸ See, Maxcrest Limited v. U.S., 205 F. Supp. 3d 1099 (N.D. Cal. 2016), order affirmed 703 Fed. Appx 536 (9th Cir. 2017).

¹⁹ See, Guinevere Moore, “Information return penalties: How to avoid or contest them,” Tax Adviser (Jan. 2020).

²⁰ 現在、情報申告者（information return filer）に対して電子報告を義務づける法定最低基準値（mandatory e-filing threshold）は、報告件数が年250件以上である。基準値はその後引下げられた。2022年分の2023年情報申告では100件以上、その後は10件以上になる（IRC6011条e項、財務省規則§301.6011-2 [電子媒体利用の義務化（Required use of magnetic media）]（b）1,（b）2）。See, IRS, Filing Information Returns Electronically (FIRE) Filing Information Returns Electronically (FIRE) | Internal Revenue Service (irs.gov)

の IRS カスタマーへの解放に加え、IRS カスタマーへの啓もう活動も不可欠である。

e サメنزプロセスで交わす電子ファイルのフォーマットの統一基準であるイーイーファックス (EEFax (Enterprise E-Fax)) 普及のための PR、ウイルスやハッカー対策のための暗号化／復号化ソフトウェアデータ提出仕様の統一、カスタマーが電子メールに添付して送付するファイルの容量制限の緩和、添付するファイルに含まれる個人識別情報 (PII=Personal Identifiable Information) の保護など多岐にわたる。

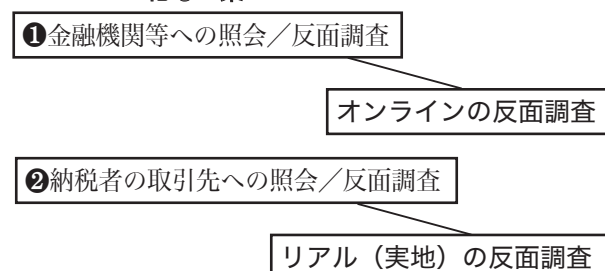
連邦の申告後手続 (post-filing procedures) の双方向化を促進するために、デジタルプラットフォーム／ポータルサイトや先端的な情報通信技術 (ICT) を積極的に利活用することに対しては強い異論はない。しかし、IRS の SDT プログラムのコストパフォーマンスも織り込んで考えないといけないわけである。納税申告書 (tax return) や情報申告書／法定調書 (information return/information statement) の電子申告 (e-file) や電子報告 (e-reporting) のような汎用プログラムとは異なる。

◆反面調査・財産調査手続適正化・透明化の作法

リアル (実地／文書) およびオンライン (デジタル) 双方の反面調査／財産調査目的での金融機関への預貯金等の照会・回答手続に納税者本人を参加させ、手続の適正化・透明化する必要がある。金融機関などに対する照会の場合は、電子照会のシステム化は容易である。一方、金融機関以外の納税者の取引先などへの照会を電子化／オンライン化するのは容易ではない。近い将来、実現する可能性は低いと思う。

このことから、反面調査に対する手続の適正化・透明化の問題は、納税者が関係する金融機関等への照会と、金融機関等以外の取引先への照会との

【図表 2 7】2 種類に分けた照会／反面調査手続の適正化も一案



2 種類に分けて、納税者の権利利益を保護する法的仕組みを考えるのも一案である。

いずれにしろ、リアルおよびオンラインの照会／反面調査手続の整備にあたっては、次のようなポイントが重要になる。

【図表 2 8】反面調査手続適正化立法のポイント

- ①確立された「金融機関の預貯金等の調査証」の仕組みの維持／刷新
- ②国税通則法や国税徴収法、裁判例で確立された「調査の客観的必要性」を測る仕組み
- ③憲法 13 条を根拠とする「納税者やその取引者の金融プライバシーの保護」(自己情報のコントロール権)。具体的には、反面調査前手続の 1 つとして①反面調査、金融取引照会の際の「納税者本人への通知・開示」手続導入、さらには反面調査後手続の 1 つとして②納税者本人がアクセスログ (照会履歴) を入手できる権利の保障

このようなポイントを、国税通則法や国税徴収法、地方税法のような法律に盛り込むのも一案である。加えて、国の課税庁以外のさまざまな行政庁が、金融機関を含む取引先等に反面調査や電子の金融取引照会をするケースにも対応できる立法が必要である。国民・納税者や住民の金融プライバシーを保護するために「金融機関口座情報照会手続法／条例 (仮称)」の制定に向けて議員立法の道を探るのも一案である。

◆金融取引照会からどう護る納税者の権利

デジタル化時代だといっても、人権ゼロのデジタル監視国家づくりがゆるされるわけではない。反面調査や預貯金等の照会・回答業務の電子化 (金融取引オンライン照会) は、憲法がゆるす水準のもでなければならない。言いかえると、最低でも国民・納税者などの権利を侵害しないものでなければならない。

反面調査は、そのやり方次第では、納税者や滞納者の取引先との関係悪化や信用失墜、金融プライバシーの露呈にもつながる。これを避けるには、反面調査手続に納税者本人や滞納者本人を参加させるなどして、手続を適正かつ透明なものにしなければならない。

現在、国税その他公金の債権にかかる金融取引オンライン照会には、NTT データ (株) が開発したインターネットワーク化されたデジタルプラットフォームの利用がエスカレートしてきてい

る。しかし、このプラットフォームには、納税者本人や滞納者本人の権利利益を護ることを狙いとした、「反面調査」の「客観的な必要性」の有無を測るアルゴリズム（情報処理手順）がしっかりとインプット（挿入）されていない。AI（人工知能）を活用し、デジタルプラットフォームにこうしたアルゴリズムを挿入する必要がある。そうでないと、「恒常的な納税者の権利侵害システム」になるおそれがあるからである。もちろん、アルゴリズムの第三者評価も必須である。

「国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」のタックスジャスティス（租税正義）の確保を急ぐ必要がある。

1 オンライン金融取引照会手続の適正化・透明化のポイント

仮に国税庁が、現行の反面調査・金融取引照会事務のオンライン化／デジタル化／電子化（以下「オンライン金融取引照会」という。）を継続・エスカレートさせるというのであれば、次のような視点から、その手続の適正化・透明化を急ぐ必要がある。

【図表 2 9】オンライン金融取引照会手続の適正化・透明化のポイント

- ①まず、銀行にある預貯金口座などへの課税庁の反面調査・金融取引照会事務のオンライン化（オンライン金融取引照会）を法律に基づいて実施するための立法措置を講じる必要がある。
- ②その場合、①民間のデジタルプラットフォームの選定基準（入札／随意契約）、プラットフォームにかかる年次のプライバシー影響評価基準、監督基準などを明確にし、評価結果などを公表する仕組みをつくる必要がある。
また、②課税庁側も、銀行にある預貯金口座などへのオンライン金融取引照会に関し独立した第三者機関によるプライバシー影響評価（PIA=Privacy Impact Assessment）を実施し、合格した場合にそれを公表する仕組みをつくる必要がある。
加えて、年次の利用件数や事績などを公表（年次報告）する必要がある。このように、オンライン金融取引照会の件数や事績などの公開・透明化することで、濫用や権利侵害を防止する必要がある。
- ③オンライン金融取引照会（事実行為）手続を、ステークホルダー（納税者や反面調査先である金融機関など）参加型に改良する必要がある。そのためには、オンライン金融取引照会対象者の選定基準を明確にするとともに、対象となっ

た納税者など情報主体に対して自己情報のコントロール権や適正手続を保障する必要がある。具体的には、次のような法的対応が必須である。

- ①オンライン金融取引照会前手続の1つとして、取引先や金融機関などへの反面調査をする旨を、事前に納税者本人への通知する手続を確立する必要がある。
- ②次に、オンライン金融取引照会后手続の1つとして、反面調査先の記録（アクセスログ／反面調査履歴）を残す仕組みをつくる必要がある。これは、納税者本人から反面調査先履歴の請求があった場合に答えられるようにするためである。
- ③さらに、反面調査先や納税者本人などステークホルダーが、オンライン金融取引照会の実施に関して苦情がある場合、所轄税務署や納税者支援調整官その他反面調査実施行政庁内に設けられた苦情処理機関などに容易に申出ができるようにする必要がある。

2 取引照会手続への納税者本人の参加権の保障

課税庁は、反面調査・金融取引のオンライン照会をエスカレートさせている。しかしわが国では、反面調査・金融取引照会（以下、たんに「取引照会」ともいう。）手続への納税者本人の参加権の保障が十分ではない。そこで、臨場（実地）か、オンライン／デジタル／電子かを問わず、納税者本人への事前通知を義務づけるなどして、取引照会手続への参加権を積極的に法認する必要がある。

このためには、例えば、国税の関する反面調査・金融取引照会については、国税通則法、国税徴収法などに、次のような規定（仮案）を織り込むのも一案である。

【図表 3 0】取引照会にかかる納税者等への事前通知および調査履歴の通知（案）

（取引照会にかかる納税者等への事前通知等）

第●条 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下、同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員に対して、税務調査、滞納整理又は犯則調査（以下「税務調査」という。）において納税者の取引先である金融機関等に実地又はオンライン照会（以下「取引照会」という。）を行わせる必要がある場合には、あらかじめ、当該納税者（当該納税者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。以下同じ。）および当該金融機関等（以下「納税者等」という。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を、文書で通知するものとする。

- 一 実地またはオンラインの取引照会（以下この条において単に「取引照会」という。）を開始する日時
- 二 取引照会を行う場所
- 三 取引照会の理由

- 四 取引照会の対象となる税目
- 五 取引照会の対象となる期間
- 六 取引照会の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他取引照会の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税者等から、合理的な理由を付して、取引照会に客観的な必要がないと思われることから当該取引照会を停止するように求めがあった場合、又は同項に掲げる事項について変更するよう求めがあった場合には、当該取引照会の停止又は当該事項の変更について協議するものとする。

第2条 税務署長等は、納税者の取引先等に対して行った取引照会について当該納税者から求めがあったときには、できるだけ速やかに当該取引照会の概要を開示するものとする。

また、行政処分に対しては不服申立てなどの手続が整備されている。これに対して、事実行為である行政調査に対して被調査者が異論反論をするのは至難である。国家賠償法を使って争うことも可能であるが、勝訴する可能性は極めて低い。仮に勝ったとしても、過去の裁判例などをみても、テマ・ヒマ・カネをかけた割に見返りはあまりにも少ない。むしろ、行政当局による不必要な預貯金等の照会で不利益を被った公金債務者である納税者や滞納者への苦情申出の道を開くことが必須である。

また、金融取引照会／銀行照会業務のオンライン化／デジタル化は、国の課税庁のみならず、自治体の滞納処分や生活保護行政などの面での利用もエスカレートしてきている。このことから、地方税法や自治体の税条例などで照会手続の適正化を規律する必要がある。

3 預貯金等照会・回答手続法・条例（仮称）制定のすすめ

公金債権者である行政当局は、納税者や滞納者の預貯金等のオンライン照会、反面調査のデジタル化は時代の流れ沿うものであり、文書から電子への転換は当たり前といった感覚で、オンライン照会をエスカレートさせてきている。

職務の誠実な遂行という面からは、時代に沿った形で公金債権回収業務に真摯に取り組もうとする職員の努力には敬意を表さなければならない。また、公金債権回収業務にあたり、生活者、零細事業者、経済的弱者に寄り添い、生活再建型の滞納整理に尽力している自治体職員も少なくないのも事実である。

とはこの、行政当局が、金融プライバシー

に十分な配慮をせず、金融機関から入手した納税者や滞納者の預貯金データを「戦利品」のように扱うのは解せない。

一方の金融機関は、行政の僕で、カスタマーの金融プライバシー保護には概して消極的であることには疑問府がついている。行政当局からの照会を、客観的な必要性のある照会なのかどうかをチェックしたり、回答を拒むことなどはほとんどないためである。しかし、この背景には、自力執行権に基づく行政からの照会の場合には、金融機関は回答拒否が処罰の対象となっており、裁量の余地がないことがある。

こうした環境下で預貯金等のオンライン照会がどんどん積極化されれば、納税者や滞納者の金融プライバシーの居場所がまったくなくなってしまう。

行政当局による金融機関への預貯金等の照会・回答業務で、納税者や滞納者の権利利益がむしばまれる危険性を低めないといけない。公務員の守秘義務や公金債務者への文書催告の際に、滞納処分、その一環として金融機関への預貯金等の照会・回答手続がとられることがある旨を周知するなど、形式的な対応だけでは不十分である。行政当局に対して債務者本人への手続開始前の通知や必要性の理由開示の義務付け、通知を受けた債務者からの苦情申出手続などを法認する必要がある。また、カスタマーの金融プライバシーを護るために金融機関側にも、不必要と考えられるオンライン照会・回答（臨場照会も含む。）を拒否する権限を法認する必要がある。このためには、金融機関への預貯金等の照会・回答手続法・条例（仮称）を制定し、行政当局の預貯金等の照会・回答業務の適正化、法的コントロールを確実にしないといけない。この場合、自治体、とりわけ市（区）町村の条例での対応が重い課題となる。国法と自治体条例との調整を含め、どのような立法がベストかは慎重な検討を要する。ただ、本稿では、取り組むべき問題点を指摘するにとどめておく。

4 民間プラットフォームサービスに対する法規制

オンライン金融取引照会向けのデジタルプラットフォームサービスを提供する民間IT企業（デジタルプラットフォーマー）は複数存在する。国税庁や全国の自治体、さらには日本年金機構などは、反面調査・預貯金等の照会・回答業務（金融取引オンライン照会）に、インターネットでネッ

トワーク化された NTT データ（株）のピピットリンクを採用し、金融機関と行政機関の間を専用回線（LGWAN）で結んでいる。

しかし、現在、わが国には、この種の民間仲介プラットフォームを直接に規制する法律がない。納税者や公金債務者である滞納者の権利利益を守るためには法規制を急ぐ必要がある。とはいっても、法規制が遅々として進まないからといって、野放ししておいてはいけないわけである。納税者や公金債務者である滞納者などの情報を取扱い・仲介サービスを提供する以上、こうした民間のデジタルプラットフォームに対する「民規制」の形での客観的なシステム評価が必要である。

国税庁が、民間のデジタルプラットフォームと利用契約を締結する際に、その企業の自主規制（self-regulation）、倫理コード（ethical code / code of ethical conduct）、あるいは行動規範（code of the platform）によるシステム評価を義務づける必要がある。

【図表 3 1】民間デジタルプラットフォームのシステム評価のポイント

- ① NTT データ（株）のような仲介デジタルプラットフォームは、反面調査にかかるデジタルプラットフォームについて、反面調査・取引照会事務のオンライン化／データ照合へのデジタルプラットフォーム利用にかかる行動規範（code of the platform）を制定し、NTT データ（株）や課税庁から独立した機関による、遵法（legal compliance）、倫理（ethics）や人権（human rights）などについて適正かどうかのシステム評価をしたうえで、評価結果を公表する仕組みを構築する必要がある。
- ② また、NTT データ（株）は、自社のプラットフォームサービスのステークホルダー（課税庁、納税者、反面調査先）に対する清廉性を証明し、偏頗などではなく、保護法益や社会的課題を侵害していないことを定期的に確認し、一般に公表する義務を果たす必要がある。

私たち国民・納税者、さらには税務や法務の専門職団体などは、反面調査や金融取引照会・回答事務手続の適正化・透明化のための立法を求めなければならない。加えて、国や自治体の課税庁その他の行政庁にデジタルプラットフォームサービスを提供する IT 企業に対し、システムに対する人権・倫理評価を実施し、納税者や公金債務者である滞納者の権利を護れる仕組みづくりを求めないといけない。

◆マイナンバーパンデミックで加速するデータ監視国家化

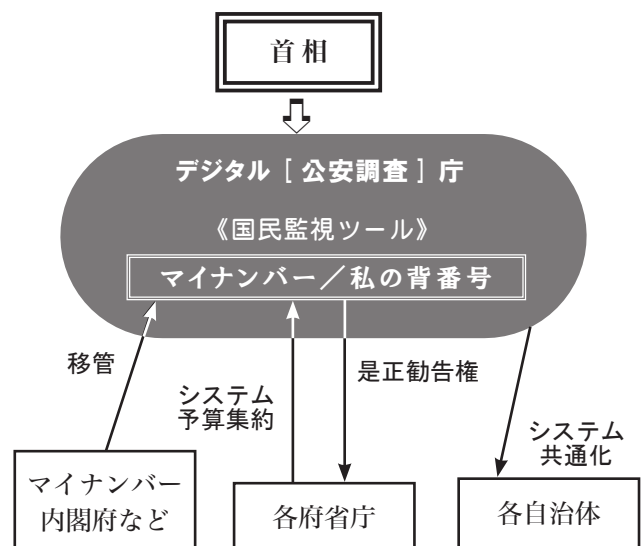
政府は、預貯金口座や証券口座のマイナンバー（個人番号）や法人番号【国定マスターキー】の付番をエスカレートさせている。まさに「マイナンバーパンデミック」である。金融取引照会のオンライン化は、こうしたエスカレートする付番の動き、「マイナンバーパンデミック」、と表裏一体でとらえる必要がある。

1 デジタル国家総動員体制の大本営、デジタル庁

デジタル国家総動員体制を目指す政府は、菅政権時代に、首相直轄の組織として、「デジタル庁」を設けた。デジタル庁は、国民をマイナンバーとマイナンバー IC カードを監視ツールに使う国民データを収集・ハイクテック監視するための司令塔／大本営である。人権・プライバシーについては一切語らない。実質「デジタル[公安調査]庁」といってよい。

この危ない組織に、マイナンバー制度に関するあらゆる権限を集約する方向である。デジタル庁の所在および役割は、おおまかに図説すると、次のとおりである。

【図表 3 2】デジタル庁の所在



2 証券口座への付番、公金受取口座の登録、預貯金口座への付番

政治の世界では、不浄なカネが大手を振って行き来している。これを横目に、政府は、生活者の金融資産、金融プライバシーのマイナンバー監視を進めている。マイナンバー制度は、行政の効率化、電子政府、電子自治体サービス実現が主な目

的のはずだ。国民監視利用だけが進むのには大きな疑問符がつく。

デジタル国家総動員体制づくりで、政府は、第204回国会（2021年1月18日～6月16日）に、70本に近い数の改正法を、次のようなデジタル改革関連法（デジタル監視法）に束ねて提出し、数の力で成立させた。デジタル改革関連法をリストアップすると、次のとおりである。

【図表33】第204回国会で成立したデジタル改革関連法一覧

- ① デジタル社会形成基本法（内閣官房）
- ② デジタル庁設置法（内閣官房）
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（内閣官房・内閣府本府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省）
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（内閣府本府・金融庁・財務省）
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（内閣府本府・金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（総務省・内閣官房）

（1）証券口座への付番～2019年度税制改正

証券口座保有者からの証券会社などへのマイナンバーの提出が遅々として進まない。そこで、政府は、証券口座について、すでに付番を促進する対策を講じている。2019年度税制改正（納税環境整備関係）で、顧客から協力が得られない場合には、最終的には、ほふり（証券保管振替機構）+ジェイリス/J-LIS から直接取得できるようにした。税務調査の強化も狙っていることは明らかである。

（2）預貯金口座への付番～2021年デジタル改革関連法

政府は、一連のデジタル改革関連法／デジタル監視法では、個人の預貯金口座の個人番号（マイナンバー）紐づけを進める。次のような2つのあらたな制度を立ち上げた。

① マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度創設～2021年デジタル改革関連法

今般の一連のデジタル改革関連法のなかに、④「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」がある。これは、あらたにマイナンバー付きの公金受取口座を国に

登録する制度を設けることが狙い。

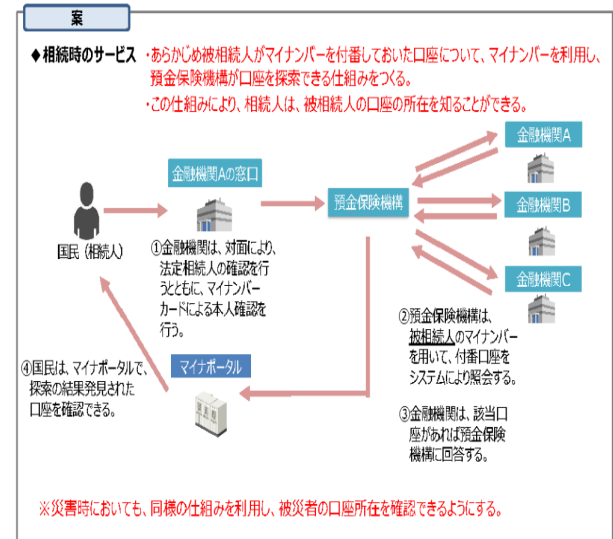
今般のコロナ対策の定額給付金支給の際に、自治体はその手続きに手間取った。このことを口実に、国民1人1口座を原則に個人の預貯金口座にマイナンバー付番することを義務づける。公金の受取を容易にするとのふれこみである。しかし、政府の本音は、国民一人ひとりのトータルな金融資産／金融プライバシーの背番号監視にある。

② 政府の「任意付番」、「相続税サービス」とは何か～2021年デジタル改革関連法

今般成立した一連のデジタル改革関連法のなかには、もう一つ、⑤「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」がある。これは、災害や相続の発生に備えて、あらかじめ本人の同意を得たうえで、「預金保険機構」が、本人のすでにマイナンバーが付番された口座以外の口座に付番するサービスしようというものである。

通称で「相続税サービス」と呼ばれている。やさしく言えば、国が国民に代わり番号で金融口座を管理してやる、といった余計なお世話の仕組みが、「相続税サービス」といえる。

【図表34】預貯金口座の背番号監視の仕組み



【出典】内閣官房説明資料（預貯金口座への付番等）（2020年11月10日）PowerPoint プレゼンテーション（kantei.go.jp）

③ 預金保険機構の国民の金融プライバシー監視機関化

前記の【図表34】からわかるように、「預金保険機構」の機能を拡大して、金融機関やマイネポータル（政府ポータルサイト）にマイナンバーを登録すると、預金保険機構のデジタルプラットフォームを介してその他の金融機関の口座にも付番する仕組み【①～④】である。

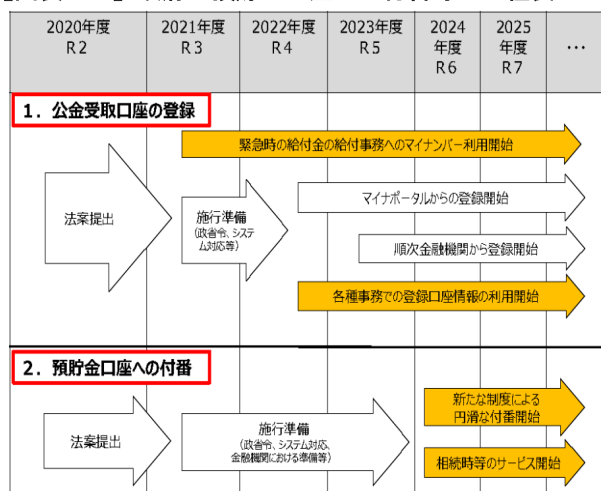
デジタル改革関連法によると、相続時に金融機

関で法定相続人の確認とマイナンバーカードによる本人確認をすると、預金保険機構のデジタルプラットフォームを使って各金融機関に金融口座があるかをデータ照合して、政府プラットフォーム／マイナポータルで回答することになっている。ちなみに、現在、預金保険機構は、マイナンバーを利用する権限が与えられている。

本来、預金保険機構（2020年度：定員411人）は、金融機関が破綻したときに、預金者保護（ペイオフ）、つまり金融口座情報を集めて名寄せする仕事が本務である。

預貯金口座は人口の何倍もの数がある。「預貯金口座への付番は任意」というスタンスで時間稼ぎをして、究極的には中国型の絶対逃げきれない「デジタル／データ監獄」の構築が狙いであろう。「銀行の預貯金口座のマイナンバー管理は見送り」はフェイクで、当面の「偽装」工作のように見える。事実、21年3月20日の衆院内閣委員会理事会で、日本維新の会は、政府にエールを送り、すべての口座のマイナンバー管理を求めた。なお、今後の工程は、次のようになる。

【図表35】政府の預貯金口座への付番等の工程表



【出典】内閣官房説明資料（預貯金口座への付番等）（2020年11月10日）

政府は、マイナンバーカードに公金受取用の預貯金口座を登録すると7,500円分のポイントを付与する「撒餌」キャンペーンを実施している。しかし、政府の動機は不純である。預貯金口座を登録すると、災害時などに国民に給付金をすみやかに給付するに便利だというのも解せない。国民の懐を国家が牛耳れる？ そんな不条理な悪巧みが見え隠れする。

課税庁その他の行政庁は、マイナンバーを使って公債権の滞納者の税務調査や財産調査の一環として、ピピットリンクのようなデジタルプラット

フォームの仲介を得て、預貯金者本人の知らないところで、オンライン金融取引照会が際限なくエスカレートすることが危惧される。現在でも、税務調査だといえば、課税庁は納税者の預貯金口座はほぼ見放題である。法改正して「国税徴収の例」、「滞納処分の例」によるとの規定を付け加えれば、自力執行権のある強制徴収公債権と化し、行政当局は、滞納者の預貯金等の内容は見放題になる。「国民の預貯金など金融情報が背番号で国家によってデジタル監視され、プライバシーがスッポンポンにされても、悪いことしなければ怖がることはない？」、「そうだろうか？ 隠すことがあるから人間なのではないか？ 人間である証は、人権があることではないか？」。

2021年に、菅前政権は、デジタル改革関連法（デジタル監視法）を成立させ、デジタル監視国家の道を前進させた。この流れにストップをかけないと、国民・納税者の人格権が風前の灯火と化す。

3 マイナンバーパンデミックによるデジタル監視国家づくりの工程

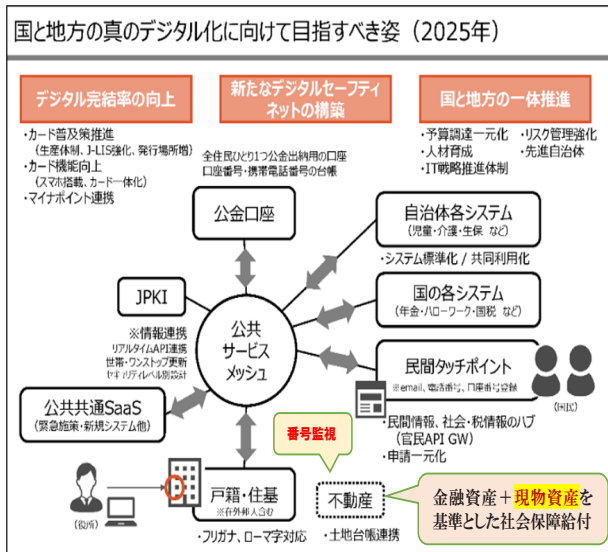
政府は、マイナンバーパンデミックを流行らせてデジタル監視国家づくりを加速させている。2025年の完成を目標に、次頁【図表36】のような青写真を描いている。

（1）不動産のマイナンバー管理への動き

ちなみに、2021年国会では、すでに不動産登記法の改正および新法の「相続土地国庫帰属法案」が成立した。この改正および新法は、放置されている所有者不明土地の解消に向けた民法や不動産登記法の改正に加え、新法の「相続土地国庫帰属法」の制定がねらいである。相続登記を義務化し、違反者に過料を科すことが柱である。所有者不明の土地は、相続時に登記が変更されないことなどから生じ、国の調査で国土の約2割に相当する。しかし、これまで登記簿からは現在の所有者が分からないため、公共事業や民間取引の障害になっていた。そこで今回、相続人に対し、土地の取得を知った日から3年以内の登記申請を求め、正当な理由なしに登記を怠れば10万円以下の過料を科すとする。

マイナンバーパンデミックによるデジタル収容所列島化構想、データ監視国家での「不動産の番号（マイナンバー）監視」は、今般の制度改正とは別次元の計画である。不動産登記法などを改正し、登記簿にマイナンバーを付番し管理しようというもの

【図表36】マイナンバーパンデミックによるデジタル監視国家づくりの工程表



【出典】マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（案）ワーキンググループ（WG）報告有識者提出資料に加筆 siryou2.pdf (kantei.go.jp)

である。これにより、株や預貯金などの金融資産に加え、不動産など現物資産を番号管理の対象にし、個人資産をトータルに国家監視しようとするものである。金融取引照会のオンライン化／デジタル化は、国民・納税者の金融プライバシーの国家一元管理のためのツール（道具）になるはずである。

（２）「個人社会保障会計口座」づくり

将来的には、トータルな個人資産データをもとに社会保障給付や各種公的保険負担を決めようとするものである。国民の金融プライバシーを幅広く公有化し、国家が管理権を持つ、いわゆる「個人社会保障会計口座」の密かな創設につながるプランである。「保険」とは何か、深読みが要る。

行政庁の役人が、職場でコンピュータの端末キーをたたけば、国民・納税者の知らないところで、しかも照会理由を開示しないで、安易に国民・納税者の金融口座情報を照会し、回答を得られ、その情報に基づいて、社会保障給付や各種公的保険負担額が決定されるデータ監視国家への道を進む可能性が高まっている。

「国民・納税者のプライバシーとは何か」が根底から問われている。

４ 危機管理ゼロの平和ボケした国民情報専制管理国家づくり

今般のロシアによるウクライナへの侵略戦争は、国民情報の国家一元管理が「諸刃の剣」であ

ることを教えてくれる。国家や政府の都合のよい、あるいは便利なことは、敵にとっても都合がよく便利なことなのである。

背番号で一元管理された国民情報は、サイバー攻撃のターゲットとなるだけではない。それらが敵の手に落ちた場合に、被占領民となってしまった市民の敵性選別などに流用されることは容易に想定される。まさに敵の手に落ちた原発と同じといえる。

わが国政府は明らかに平和ボケしている。国民背番号であるマイナンバーやカードの汎用で国民情報を整然と一元監視された国民情報を、瀬戸際対応で、瞬時破壊する必要など考えにも及ばないのだろう。

マイナンバーやマイナンバーカードで国民情報を集約管理し、便利な国民情報専制管理社会ができる？ もう「冗談」をいうのは止めにしないとイケない。地政学的环境は時には急変する。仮に個人番号が必要であるとしても、国民情報は個別番号で分散管理し、国民の安心・安全を確保しないとイケない。

今回の専制国家の民主国家への不意の侵略を機に、平和ボケした国民情報国家一元管理政策、危機管理ゼロの危険な国民背番号・カードのエスカレート利用で国民情報を整然と一元管理する「愚策」の廃止は待ったなしである。

◆むすびにかえて～金融プライバシーを護り、濫用に備える法的仕組みは必須

国や自治体の行政当局による反面調査や預貯金等の照会・回答業務の電子化／オンライン化（金融取引照会のオンライン化）がエスカレートしている。しかし、行政当局によるオンライン金融取引照会は、照会対象者の金融プライバシー、自己情報のコントロール権の保護が徹底されたもので、憲法がゆるす水準のものでなければならぬ。言いかえると、対象者への事前通知を法的に義務づけるなど、最低でも納税者や公金債務者である滞納者などの権利利益を侵害しないものでなければならぬ。納税者や滞納者の権利利益を護るには、ピピットリンクやDAISのようなIT企業が提供するデジタルプラットフォームサービスを透明化し、第三者によるシステム評価を義務づけるなどの法規制も重い課題である。

反面調査・財産調査は、その仕方次第で、対象者の信用失墜や取引先との関係悪化、金融プライバシーの露呈にもつながる。反面調査手続の適正化は、オンライン金融取引照会のケースに限った

ことではない。臨場（実地）の反面調査でも問題視されている。

行政当局による自力執行権のある税や公的保険料のような公債権回収業務の主なターゲットであるカスタマーは滞納者である。滞納者は、零細自営業者、非正規労働者やギグワーカーのような「働いても貧しい人たち (the working Poor)」、無職、年金生活者、多重債務者などが高い割合を占める。言いかえると、「経済的弱者」が行政当局のメインなターゲット／カスタマーである。

公債権を回収する側である行政当局が、効率性・迅速化一辺倒の姿勢で、金融取引照会のオンライン化を闇雲に急ぐことは、こうした経済的弱者をさらに追い詰めることになりかねない。新たな人権侵害につながるのではない。まさに「デジタル化は国民・納税者の権利利益が護られてはじめてゆるされる。」といわなければならない。

金融取引照会のオンライン化をエスカレートさせても、公務員やみなし公務員へ守秘義務を課し、オンライン照会のデータセキュリティを強化すれば、納税者や滞納者の権利利益の侵害をストップできると見るのは短絡的である。

納税者や滞納者の権利利益の侵害を避けるためには、反面調査手続に納税者本人や滞納者本人を参加させるなどして、手続を適正にしかつ透明なものにしなければならない。とりわけ、反面調査・財産調査前の納税者本人や滞納者本人への通知などの手続の整備を急ぐ必要がある。

また、行政処分、に対しては不服申立てなどの手続が整備されている。これに対して、事実行為、である行政調査に対して被調査者が異論・反論をするのは至難である。確かに国家賠償法を使って争うことも可能である。しかし勝訴する可

能性は極めて低い。仮に勝ったとしても、テマ・ヒマ・カネをかけた割に見返りはあまりにも少ない。ここは、司法ではなく行政の出番である。行政当局による客観的必要性のない金融取引照会で不利益を被った公金債務者である納税者や滞納者へ苦情申出の道を開くことは必須である。

いずれにしろ、反面調査や金融機関への預貯金照会をする旨の納税者本人や滞納者本人への事前通知やアクセスログ（反面調査履歴）の開示、苦情申出権などの法制化を急がないといけない。これにより、納税者や滞納者の金融プライバシーを護り、行政当局によるオンライン金融取引照会の濫用を納税者や滞納者がコントロールできるようにしないといけない。行政当局は、自力執行権のある公債権にかかる金融取引照会については、裁判所の介在なしでできる。しかも、こうした照会がオンライン化され、行政・金融双方の機関内にあるコンピュータ端末のキーを打てば早急に遂行できるようになるのであれば、なおさらこうした手続の整備を急がないといけない。行政の利便性・即応性が逆に濫用や納税者や滞納者の人格権の侵害につながらないように堅固なセーフガードを設置するのは当り前の発想である。

加えて、金融機関が、行政当局から顧客の預貯金等の照会を受けた場合に、照会があった旨をその顧客に伝えることを約する仕組みを構築する運動を展開する必要がある。第三者債務者である金融機関が、公金の債務者でありかつ顧客である預貯金口座保有者に対して、行政当局から国税徴収法 141 条（質問および検査）に基づく照会がきていることを伝えることは、法的禁止・処罰（国税徴収法 188 条各号）の対象にならないと解されるからである。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2022.7.1 発行 CNN ニュース No.110

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員（年間費 1 万円）の方にだけお送りしています。入会は PIJ の口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140 - 4 - 169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・インフレ税対策や反面調査・預貯金照会のオンライン化も、経済的弱者が主なターゲットだ。政治は、もっと経済的弱者に寄り添う政策を進めないと。ゼレンスキータイプの野党リーダーが欲しい！ (N)